

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 6 号
発行日 令和 7 年 6 月 2 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市民生委員推薦会規則の一部改正
(社会福祉課)・・・1
 - ・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正
(高齢者支援課)・・・2
 - ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定
(総務課)・・・3
 - ・綾部市火災予防条例施行規則の一部改正
(消防本部予防課)・・・5
 - ・綾部市地域振興支援センター設置規則の一部改正
(定住・地域政策課)・・・6
- ### ○告 示
- ・綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・7
 - ・地縁団体変更告示（七百石町自治会）
(市民協働課)・・・9
 - ・地縁団体変更告示（戸奈瀬町自治会）
(市民協働課)・・・10
 - ・基準該当障害児通所支援事業所の廃止告示
(障害者支援課)・・・11
 - ・地縁団体変更告示（有安自治会）
(市民協働課)・・・12
 - ・綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正

(子育て支援課)・・・13

- ・綾部市予防接種事故災害補償規程の一部改正

(保健推進課)・・・14

- ・農業制度資金償還助成金交付要綱の一部改正

(農政課)・・・15

- ・令和 7 年度一般廃棄物処理計画の制定

(環境政策課)・・・21

- ・令和 7 年度綾部市国民健康保険料の料率告示

(市民・国保課)・・・34

- ・地縁団体変更告示（安場町自治会）

(市民協働課)・・・35

- ・地縁団体変更告示（大石自治会）

(市民協働課)・・・36

- ・地縁団体変更告示（本町七丁目自治会）

(市民協働課)・・・37

- ・地縁団体変更告示（小仲自治会）

(市民協働課)・・・38

- ・地縁団体変更告示（川糸町自治会）

(市民協働課)・・・39

- ・令和 7 年 6 月綾部市議会定例会招集告示

(総務課)・・・40

○訓令甲

- ・綾部市公文書例の一部改正
(秘書広報課)・・・41

○公 告

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について

	(農政課)・・・42
・中筋小学校管理棟改修工事公募型指名競争入札について	
	(監理課)・・・43
・物部児童館施設改修工事条件付一般競争入札（取り抜け方式）について	
	(監理課)・・・54
・物部保育園倉庫新設他工事条件付一般競争入札（取り抜け方式）について	
	(監理課)・・・64
・市道高津旭線外1線舗装工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・74
・綾部駅自由通路電灯改修工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・84
・令和7年度下水道事業受益者負担金の賦課区域の縦覧について	
	(下水道課)・・・94
・放置自転車の処分について	
	(市民協働課)・・・96
・都市公園供用開始について	
	(都市建築課)・・・98
・黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について	
	(商工労政課)・・・99
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	
	(農政課)・・・150
・市道高槻陸橋線外1線舗装工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・151
・綾部市立病院真空式温水ヒー	

タ更新工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・162
・小学校管理諸室等空調設備改修工事条件付一般競争入札（取り抜け方式）について	
	(監理課)・・・172
・中学校管理諸室等空調設備整備改修工事条件付一般競争入札（取り抜け方式）について	
	(監理課)・・・183
・栗文化センター空調設備改修工事条件付一般競争入札について	
	(監理課)・・・193
・放置自転車の処分について	
	(保健推進課)・・・203
・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について	
	(農政課)・・・205
・綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	
	(社会教育課)・・・206
・公示送達	
	(市民・国保課)・・・221
○消防長訓令甲	
・綾部市消防署組織規程の一部改正	・・・222
・綾部市消防本部警防規程の一部改正	・・・223
○議会規則	
・綾部市議会傍聴規則の一部改正	・・・225

・綾部市議会委員会傍聴規則の一部改正	・ ・ ・ 227
○教育委員会告示	
・令和7年度第2回綾部市教育委員会招集告示	・ ・ ・ 229
○選挙管理委員会告示	
・令和7年6月定時登録における選挙人名簿登録日について	・ ・ ・ 230
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・ ・ ・ 231
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・ ・ ・ 232
・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・ ・ ・ 233

綾部市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 2 号

綾部市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

綾部市民生委員推薦会規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 推薦会は、委員 1 6 人以内をもつて組織する。

2 前項に規定する委員は、市の区域の実情に通ずる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 3 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号の 2 中「	「		
介護	サ		
予	ー		
防	ビ		
・	ス		
生	・		
活	活		
支	動		
援	事		
サ	業		
ー	（		
ビ	第		
ス	一		
事	号		
業	事		
	業		
」	）」		

様式第 6 号中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第 1 号事業）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える。

(綾部市介護保険条例施行規則の一部改正)

第 2 条 綾部市介護保険条例施行規則(平成 1 2 年綾部市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号の 2 中「
懲 拘
役 を 禁 に改める。
」 刑
」

様式第 6 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第 1 7 号、様式第 1 9 号、様式第 2 2 号及び様式第 2 4 号中

「
懲 を 拘
役 を 禁 に改める。
」 刑
」

(綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成 1 9 年綾部市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。
(綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 5 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「京都府中・北部地域消防指令センター、消防本部、消防署、消防署上林出張所、消防団分団本部、警察署、交番及び駐在所」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- （１）京都府中・北部地域消防指令センター
- （２）綾部市の消防本部、消防署、出張所及び消防団分団本部
- （３）綾部市の警察署、交番及び駐在所

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市地域振興支援センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 6 号

綾部市地域振興支援センター設置規則の一部を改正する規則

綾部市地域振興支援センター設置規則（平成 1 7 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

西部地域振興支援センター	綾部市物部町東野 4 6 番地の 1
--------------	--------------------

第 5 条第 1 項中「午後 5 時まで」を「午後 5 時 1 5 分まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第120号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

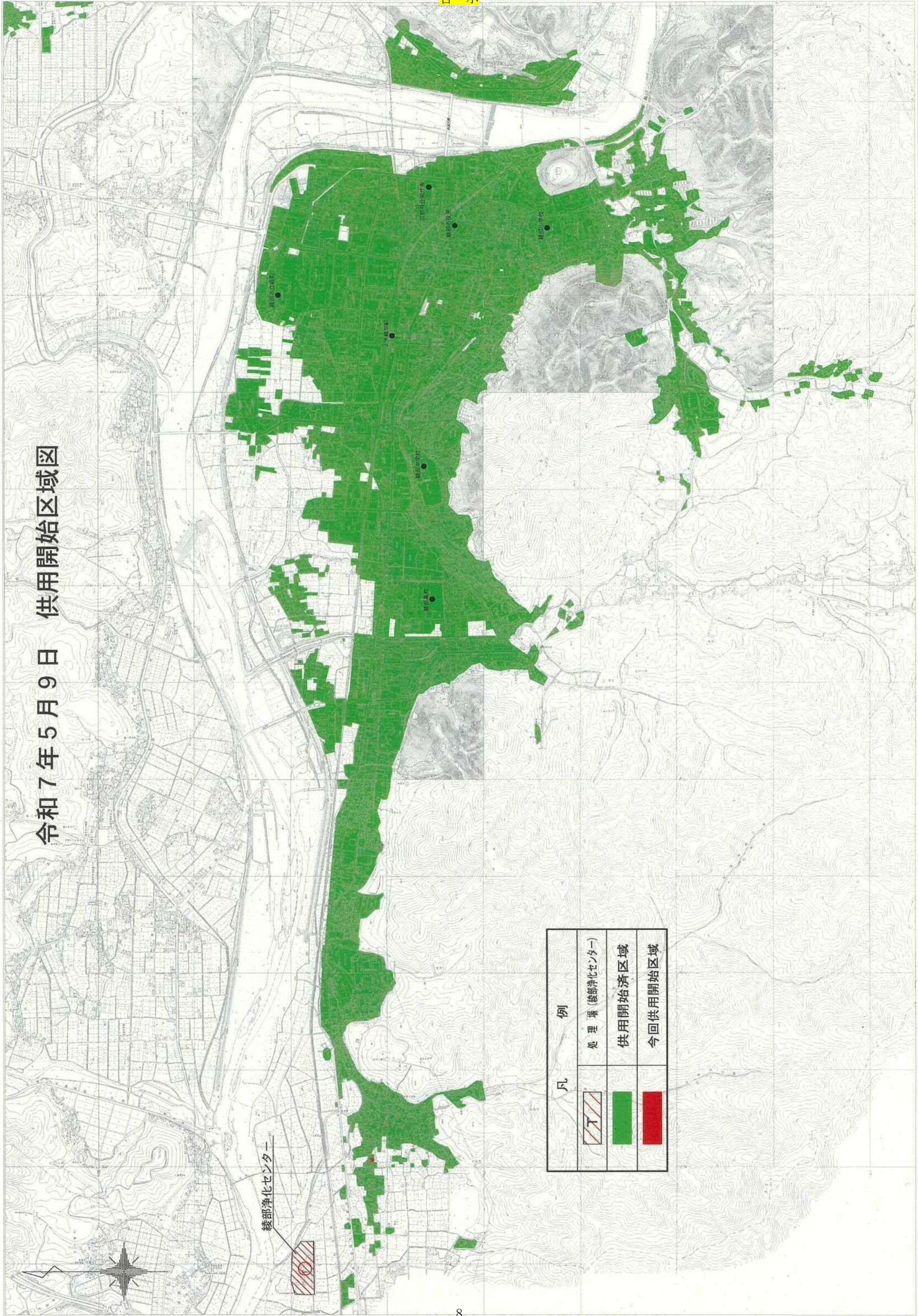
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和7年 5月 9日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 供用を開始すべき年月日 | 令和7年 5月 9日 |
| 2 下水を排除すべき区域 | 高津町の一部 |
| 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 高津町の一部 |
| 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和7年 5月 9日 |
| 6 下水を処理すべき区域 | 高津町の一部 |
| 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| (2) 名称 | 綾部浄化センター |

令和7年5月9日 供用開始区域図



綾部市告示第 1 2 1 号

地縁による団体「七百石町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市七百石町大蔵畑 1 1 番地 岩 見 正 典 に変更する

代理人を 綾部市七百石町足縄手 1 6 番地 梅 垣 俊 文 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 2 号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町家ノ後 6 番地 廣 瀬 清 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 4 に規定する基準該当障害児通所支援事業所について、廃止の届け出があったので、次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事業所の名称 | 綾部市療育教室「あいむ」 |
| 2 | 事業所の所在地 | 京都府綾部市青野町馬場下 1 5 番地の 6 |
| 2 | 廃止年月日 | 令和 7 年 5 月 1 2 日 |
| 3 | 事業の種類 | 基準該当障害児通所支援 |
| 4 | 事業所番号 | 2 6 8 1 8 0 0 0 1 3 |

綾部市告示第 1 2 4 号

地縁による団体「有安自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦寄町古井前 8 番地の 2 藤 元 恒 夫 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 5 号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 7 条第 3 項中「修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、）」を「修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は）」に改める。

様式第 3 号中

「

- 1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 3 0 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して 3 0 日以内）です。

を

」

「

- 1 支給申請期間は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 3 0 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して 3 0 日以内）です。

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 6 号

綾部市予防接種事故災害補償規程（平成 2 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 2 号ア中「4, 6 7 0 万円」を「4, 8 0 0 万円」に改め、同号イ中「4, 6 7 0 万円」を「4, 8 0 0 万円」に、「3, 1 0 9 万 6 千円」を「3, 1 9 6 万円」に、「2, 3 7 3 万 9 千円」を「2, 4 3 9 万 9 千円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償規程の規定は、同年 4 月 1 日以降に発見された事故から適用する。

綾部市告示第 1 2 7 号

農業制度資金償還助成金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「あたり」を「当たり」に、「農業者経営復興特別支援資金等償還金助成事業実施要領」を「農業者経営復興特別支援資金償還金助成事業実施要領」に改める。

第 6 条を第 1 1 条とし、第 5 条を第 1 0 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（変更の申請）

第 8 条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けた後において、第 6 条の申請内容を変更しようとするときは、農業制度資金償還助成金変更交付申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 条 農業者経営復興特別支援資金償還金助成事業に係る申請者は、補助対象事業完了後速やかに京都府が定める様式に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第 4 条中「交付を決定」を「交付の可否を決定」に、「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 3 条中「助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に、「様式第 1 号」を「様式第 2 号」に、「定める助成金交付申請書」を「定める様式」に改め、同条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（事業実施の申請）

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京都府が定める様式に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（事業実施の承認）

第 4 条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、農業制度資金償還金助成事業実施承認（不承認）決定通知書（様式第 1 号）により、申請者に通知するものとする。

（事業実施の変更）

第 5 条 申請者は、前条の規定による承認を受けた後において、第 3 条の申請内容を変更しようとするときは、京都府が定める様式に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

別表中「農業者経営復興特別支援資金等償還金助成事業」を「農業者経営復興特別支援資金償還金助成事業」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条」を「第 7 条」に、

「

交 付	交付決定額	円
-----	-------	---

を

」

「

交 付	交付決定額	円
交付条件		

に

」

改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 1 号中「第 3 条」を「第 6 条」に改め、「㊟」を削り、同様式を様式第 2 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

農業制度資金償還金助成事業実施承認（不承認）決定通知書

農業制度資金償還助成金交付要綱第 4 条の規定により、事業実施を承認（不承認）しましたので、下記のとおり通知します。

記

☐ 承 認

1 事業年度	年度
2 事業名	事業
3 償還額	円（うち助成金額 円）

☐ 不 承 認

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

農業制度資金償還助成金変更交付申請書
(年度 事業)

年 月 日付け 第 号で農業制度資金償還助成金の交付の決定
を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、農業制度資金償還助成金交付要綱
第 8 条の規定により申請します。

記

交付申請額 円
(変更前 円)

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

綾部市告示第128号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和7年5月28日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,000 t
	不燃ごみ	1,100 t
	資源物(びん)	250 t
	〃(缶類)	70 t
	〃(ペットボトル)	90 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	180 t
	粗大ごみ	800 t
	家電4品目	30 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	20 t
	泥	30 t
	計	9,542 t
し尿関係	し尿	5,700 kl
	し尿浄化槽汚泥	15,600 kl
	計	21,300 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光灯)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	野生動物	綾部市(委託)	猪名川町(委託)	綾部市(直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 5 0 t	売却・処理委託
缶 類	7 0 t	売却
ペットボトル	9 0 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 8 0 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 0 t	各地域で実施
計	1, 5 9 2 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可 燃 ご み	5, 2 0 0 t
不 燃 ご み	5 0 0 t
資 源 物 (び ん)	2 5 0 t
〃 (缶 類)	7 0 t
〃 (ペットボトル)	9 0 t
〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
〃 (衣 類)	1 3 0 t
粗大ごみ	7 0 t
家 電 4 品 目	2 0 件
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
泥	3 0 t
計	6, 3 6 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可 燃 ご み 別表 1

不 燃 ご み 別表 2

衣 類 別表 3

資 源 物 別表 4

有 害 ご み 別表 4

粗 大 ご み 別表 5

家 電 4 品 目 別表 5

泥 別表 6

ウ 収集の方法

可 燃 ご み ステーション方式

不 燃 ご み ステーション方式

衣 類 ステーション方式

資 源 物 ステーション方式

有 害 ご み ステーション方式

粗 大 ご み 戸別収集方式

家 電 4 品 目 戸別収集方式

泥 戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市クリーンセンター

所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0

型 式 固形燃料製造施設 可燃ごみ固形燃料化方式

公 称 能 力 固形燃料製造施設 5 0 t / 1 6 h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 6 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 6 0 0 t
直接搬入	1, 8 0 0 t
計	7, 0 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	3 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市
	2 0 0 t	京都府福知山市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処 分 場 名 綾部市最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
 全 体 容 量 7 8, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 5 m³

②処 分 場 名 綾部市第 2 最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 3 3 番 1
 全 体 容 量 4 6, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 2 7, 5 0 0 m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分		数 量
株式会社 エフ・イーサービス		2 5 0 t
早田グループ 株式会社		2 5 0 t
直 営	覆 土	2, 0 0 0 t
	中間処理残渣	3 0 0 t
	汚泥残渣	7 0 t
	粗大ごみ	7 0 t
	泥	3 0 t
直 接 搬 入		8 0 0 t
福知山市 (中間処理残渣)		5 t
年 間 埋 立 容 量		3, 5 0 0 m ³

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	5, 7 0 0	kl
浄 化 槽 汚 泥	1 5, 6 0 0	kl
計	2 1, 3 0 0	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl／日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	1 1, 1 0 0	kl
早 田 グ ル ー プ 株 式 会 社	1 0, 2 0 0	kl
計	2 1, 3 0 0	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 4 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 4 8 4 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区
 3, 9 7 3 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 8 7 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 5 4 9 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 7 年 4 月 1 日

年度 令和7年度

別表1

1 可燃ごみ (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

曜日	収 集 地 域	
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘 駅前 中ノ町 広小路 新広小路 幸通 西新町	Aコース Bコース Cコース
火・金	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブールー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町	Dコース Dコース Eコース Eコース Fコース

【収集委託業者 (株)エフ・イー・サービス】

曜日	収 集 地 域	
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区	
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
月・木コース
年末 12月29日(月)
年始 1月 5日(月)
火・金コース
年末 12月30日(火)
年始 1月 6日(火)

別表2

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

2 不燃ごみ

Aエリア												
【(株)エフ・イーサービス】						【早田グループ(株)】						
奥上林地区 山家地区 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西						井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区						
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	2	7	4	2	7月30日	3	1	10月29日	11月26日	12月24日	1月28日	4

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】												
中上林地区 口上林地区 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 グランブロー 青野町 綾中町 川糸町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 若松町 市役所						【早田グループ(株)】						
						中筋地区 東八田地区 西八田地区						
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	16	21	18	16	20	17	15	12	10	14	18	18

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

3 衣類収集

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区

山家地区

味方町 西町団地 紫水ヶ丘

野田町 並松町

新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺

上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシマス

七百石(大谷)

吉美地区

豊里地区

物部地区

志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	9	14	11	9	6	10	8	5	3	7	4	11

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区

口上林地区

上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町

相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町

グランブルー 青野町 綾中町 川糸町

北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前

若松町

【早田グループ(株)】

中筋地区

東八田地区

西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	23	28	25	23	27	24	22	19	17	21	25	25

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

4 資源及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域 及		業 者 名
												【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】		
1	4月30日	5月30日	6月27日	7月25日	8月28日	9月26日	10月24日	11月21日	12月23日	1月28日	3	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	【収集委託業者 早田グループ(株)】	
2	1	3	1	7月29日	8月29日	9月30日	10月28日	11月26日	12月24日	1月29日	4	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	井倉町 プレシマス タ陽ヶ丘	
3	2	4	2	7月30日	2	1	10月29日	11月27日	12月25日	1月30日	5	青野町	高津町 岡町	
4	8	5	3	7月31日	3	2	10月30日	11月28日	12月26日	3	6	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪	
5	9	6	4	1	4	3	10月31日	2	6	5	10	新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前	延町 上延町 安場町	
6	10	13	8	5	5	7	4	4	8	6	12	月見町 東・中・西神宮寺	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚	
7	11	15	10	7	9	9	6	5	9	10	13	上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎	栗町(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市	
8	15	16	11	8	11	10	7	9	14	13	17	寺町東 寺町西 若松町 市役所	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路	
9	16	20	15	15	12	14	11	10	15	17	18	奥上林地区全域 大町 弓削	志賀郷地区全域 七白石(大谷)	
10	17	21	16	19	16	15	12	11	16	18	19	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 大町(大杉) 遊里 清水 睦志 辻 水梨 市野瀬 市志 旭町	岡倉 栗町(大谷・大野) 大畠 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄	
11	18	22	17	20	17	16	13	12	20	19	24	浅原 真野 小田 引地 西屋 神谷 寺町 日置谷 殿 東山町 鷹栖町(奈留)	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町	
12	22	23	18	21	18	17	14	16	22	20	26	口上林地区全域 西原町 鷹栖町(長瀬)	上八田 七白石(大日) 中筋 岡安 洲垣	
13	24	27	22	22	19	21	18	18	23	26	27	戸奈瀬町 釜輪町 広瀬町 橋上町 和木町 下原町 上原町 下替地町 鷹栖町(奈留・長瀬を除く)	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鑄場 高槻 大石 愛宕 七白石	
14	25	29	24	26	25	23	20	19	27	27	31	紫水ヶ丘 味方町	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台	
													鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目	

別表5

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

5 粗大ごみ

	1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
1	4月4日	6月20日	9月12日	11月28日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
2	4月11日	6月27日	9月19日	12月5日	グランブーラー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシマス
3	4月18日	7月4日	9月26日	12月12日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
4	4月25日	7月11日	10月3日	12月19日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5	5月2日	7月18日	10月10日	1月9日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
6	5月9日	7月25日	10月17日	1月16日	豊里地区全域
7	5月16日	8月1日	10月24日	1月23日	物部地区全域 志賀郷地区全域
8	5月23日	8月8日	10月31日	1月30日	西八田地区全域 吉美地区全域
9	5月30日	8月22日	11月7日	2月27日	東八田地区全域
10	6月6日	8月29日	11月14日	3月6日	口上林地区全域 山家地区全域
11	6月13日	9月5日	11月21日	3月13日	奥上林地区全域 中上林地区全域

収集日2日前の正午までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。(TEL42-1489)

別表6

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	7	12	2	7	4	1	6	10	1	19	2	2
綾部地区2	21	26	16	28	18	29	20	17	15	26	16	16

収集日の前週金曜日（13時）までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。（TEL42-1489）

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレジラス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域

綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

※電話受付の際、集積場所は字名、目印となる建物等を記入すること。

令和7年度 エフ・イーサーサービス尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	2	3	2	5	2	2	5	2	6	3	3	野田町、並松町、寺町東
3	8	4	3	6	3	7	6	3	7	4	4	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
8	9	5	8	7	4	8	7	4	8	5	5	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 緩中町、上町
9	13	10	9	8	9	9	11	9	14	10	10	本町四丁目、本町五・六丁目 南西町、駅前通、月見町、東本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺
10	14	11	10	13	10	15	12	10	15	12	11	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、鳥ヶ坪 大島町、高津町
15	15	12	15	19	11	16	13	11	16	13	12	青野町、井倉町、弥生団地
16	20	17	16	20	17	21	18	16	20	17	17	寺町西
17	21	18	17	21	18	22	19	17	21	18	18	上野町、田野町、安場町
22	22	19	23	26	24	23	20	18	22	19	19	味方町(1組及び18組～21組)
23	27	24	24	27	25	28	21	19	23	20	24	味方町(2組～17組)
24	28	25	29	28	26	29	27	24	28	26	25	紫水ヶ丘(1組～7組)
30	29	26	30	29	30	30	28	25	29	27	26	紫水ヶ丘(8組～13組)
4月4日 11日 18日 25日	5月16日 23日 30日	6月6日 13日 20日 27日	7月4日 11日 18日 25日 31日	8月14日 15日 22日	9月5日 12日 19日	10月3日 10日 17日 24日 31日	11月14日	12月5日 12日 26日	1月9日 30日	2月6日	3月6日 13日 27日 31日	空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	1	2	1	1	1	1	4	1	5	2	2	奥上林地区全域
7	7	9	7	4	8	6	10	8	13	9	9	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
14	12	16	14	12	16	14	17	15	19	16	16	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
21	19	23	22	18	22	20	25	22	26	24	23	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
28	26	30	28	25	29	27	26	23	27	25	30	山家地区(広瀬、鷹栖 東山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- 1くみ取券の取扱い
- は下記のこと
- に注意してください。
- (1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
- (2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
- 券が出ていない時は、くみ取りを行いますので、ご注意ください。
- (3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
- (4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。
- ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
- (1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）へお申込みください。
- (2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
- 綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2－3 2 8 0 内線2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
- 土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時3 0分から午後5時まで
- に、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
- (1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
- (2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
- (3) バケツ1 杯のきれいな水の準備をお願いします。
- （ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
- (4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
- (5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ

令和7年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	14	11	10	12	10	10	12	10	14	10	12	栗上、栗町
11	15	12	11	13	11	14	13	11	15	12	13	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
15	16	13	15	14	12	15	14	12	16	13	16	上、中、下位田、旭ヶ丘
21	22	20	22	21	19	22	20	18	22	19	23	豊里
30	30	30	31	29	30	31	12/1	26	30	3/2	31	里町

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	1	2	1	1	1	1	4	2	5	2	3	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	2	3	2	4	2	2	5	3	6	3	4	中川原、下村、大又、泉内 野瀬、下八田町
3	7	4	3	5	3	3	6	4	7	4	5	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
4	8	5	4	6	4	7	7	5	8	5	6	中山、内谷、大野、愛宕
8	9	6	8	7	5	8	10	8	9	6	10	小西、鍛冶屋、小畑
9	13	10	9	8	9	9	11	9	13	9	11	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
16	19	17	16	18	16	16	17	15	19	16	17	岡倉、館、今田、大畠
17	20	18	17	19	17	17	18	16	20	17	18	岡安、淵垣、中筋、七百石
18	21	19	18	20	18	21	19	17	21	18	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
22	23	23	23	22	22	23	21	19	23	20	24	西坂、新庄
23	26	24	24	25	24	24	25	22	26	24	25	安国寺、新町、中町 上町、鐘鐺場
24	27	25	25	26	25	28	26	23	27	25	26	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
25	28	26	29	27	26	29	27	24	28	26	27	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
28	29	27	30	28	29	30	28	25	29	27	30	上市、下市 須波伎、岸田、白道路
4月7日 — 14日	5月12日	6月9日 — 16日	7月7日 — 14日 — 28日	8月15日	9月8日	10月6日 — 20日 — 27日					3月9日	空き日

◎ お問い合わせ事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
(1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
(2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
(3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
(4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
(1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（〒4 2 - 1 5 0 0）へお申込みください。
(2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。

- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（〒4 2 - 1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2 - 3 2 8 0 内線2 6 3）へ変更届を提出してください。

- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで、に、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。

- 5 その他
(1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
(2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
(3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
（ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
(4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
(5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和7年度

守ろうごみマナー

持ち込みごみ受付時間 月曜日～土曜日(祝日含む)午前9時～12時/午後1時～4時
 ①注 12月30日の受付は午後3時まで、受付時間外、日曜日、12月31日から1月4日は、ごみの受付は行っておりません。

綾部市公式ホームページで『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

ごみは収集日の朝7時～8時の間に自治会等で指定された場所に出してください

お問い合わせ 綾部市クリーンセンター
 綾部市野田町須山110-10
 ☎(0773)42-1489

燃やして処理するごみ

毎週 曜日 曜日
 平常のごみ収集は12月27日から1月4日まで休みにします。
 年末特別収集 12月 日
 燃やして処理するごみ

枝葉、木片、木箱等は40cm以下のもの→燃やさないで処理するごみ

40cmを超えるもの→粗大ごみ

- ① 綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
- ② 袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物があつ場合は収集できません)
- ③ 収集日が祝日の場合も収集します。
- ④ 平常のごみ収集は12月27日から1月4日まで休みにします。

- ①注
- ① 金属が混入している物は燃やさないで処理するごみです。
 - ② 白粉のごみは十分水を潤して出してください。
 - ③ 燃やさないで処理するごみは収集できません。
 - ④ 一度に出す量は、一世界あたり5袋までしてください。



燃やさないで処理するごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

スプレー缶・カセットボンベは有害ごみになります。燃やさないで処理するごみとして収集できません。

- ① 綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
- ② 袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物があつ場合は収集できません)

- ①注
- ① 危険なごみ(包丁・草刈機の刃・カミソリ・ガラスくず等)を出す場合は、刃物部分のみ、新聞紙等で包んで危険のないようにして、透明もしくは半透明の袋に入れてから、指定ごみ袋に入れて出してください。その際、指定ごみ袋に「危険物」と必ず表示してください。
 - ② 袋の中身が確認できないものは収集できません。
 - ③ 一度に出す量は、一世界あたり5袋までしてください。



資源物及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

びん類(食用・化粧品用)

- ジュース、ビール、調味料等の食用ガラスびん(中身が空になったものも含みます)
- 3リットル以上、5リットル以下の容量のもの
- 3リットル以上、5リットル以下の容量のもの
- びんが割れているものは収集できません
- びんが割れているものは収集できません
- びんが割れているものは収集できません

カン類(飲料缶・食用缶)

- ジュース、ビール等の飲料缶、お菓子缶(ペスト缶)等、中身の残ったものも収集します
- 缶の口は必ず結んで出してください
- 缶が割れているものは収集できません
- 缶が割れているものは収集できません
- 缶が割れているものは収集できません

ペットボトル

- 表示のあるものが対象になります
- プラスチック製のものは収集しません
- プラスチック製のものは収集しません
- プラスチック製のものは収集しません
- プラスチック製のものは収集しません

白色トレイ

- 両面白色の発泡スチロール製食品用トレイのみが対象になります
- (食料、飲料等用)
- 割れているものは収集しません
- 割れているものは収集しません
- 割れているものは収集しません

有害ごみ

- ① 可燃物と燃やさないで処理するごみとを混ぜて出してください
- ② 危険物、爆発物、毒物、劇薬等は、必ず市指定の収集容器に入れて出してください
- ③ スプレー缶、カセットボンベは、燃やさないで処理するごみとして収集できません
- ④ 燃やさないで処理するごみとして収集できません
- ⑤ 燃やさないで処理するごみとして収集できません

資源物の出し方

- ① 資源物から中身を洗い、乾燥させてください(汚れたもの、タバコや灰の入ったもの、中身が入ったままのものは収集できません)
- ② 必ず市指定の収集容器を出し、それぞれ専用の収集容器に入れてください
- ③ 資源物の収集容器が足りない場合は、透明の大きなビニール袋に入れて回収容器の横に入れてください
- ④ ペットボトルと白色トレイの回収容器は蓋が壊れています。必ず蓋を外してから回収容器に入れてください

粗大ごみ

一辺の長さが40cmを超えるもの(40cm以下に解体しても粗大ごみ)

第1回	第2回	第3回	第4回

①注 重量に応じて処理手数料をいただきます。重量は、1kgまでで100円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円

② 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

③ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

④ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑤ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑥ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑦ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑧ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

①注 重量に応じて処理手数料をいただきます。重量は、1kgまでで100円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円

② 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

③ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

④ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑤ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑥ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑦ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑧ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

①注 重量に応じて処理手数料をいただきます。重量は、1kgまでで100円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円

② 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

③ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

④ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑤ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑥ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑦ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑧ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

①注 重量に応じて処理手数料をいただきます。重量は、1kgまでで100円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円

② 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

③ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

④ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑤ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑥ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑦ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑧ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

①注 重量に応じて処理手数料をいただきます。重量は、1kgまでで100円、10kg以上の場合は200円までで410円、10kg以上の場合は200円までで410円

② 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

③ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

④ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑤ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑥ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑦ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

⑧ 粗大ごみの収集は、12月27日から1月4日まで休みにします

衣類

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

①注

② 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

③ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

④ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑤ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑥ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑦ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

⑧ 衣類は、必ず洗濯して、乾燥させてください

綾部市告示第 1 2 9 号

令和 7 年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）第 1 5 条第 3 項及び第 1 5 条の 6 の 5 第 3 項並びに第 1 5 条の 1 1 第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

区 分	賦 課 対 象	料 率		
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金 等 賦 課 額	介護納付金 賦 課 額
所 得 割	賦 課 基 準 額	8 . 4 1 %	2 . 7 5 %	2 . 3 6 %
被保険者均等割	被 保 険 者 1 人 当 たり 年 額	3 1 , 6 0 0 円	1 0 , 3 0 0 円	1 1 , 5 0 0 円
未就学児均等割	未 就 学 児 1 人 当 たり 年 額	1 5 , 8 0 0 円	5 , 1 5 0 円	
世帯別平等割	1 世 帯 当 たり 年 額	2 0 , 6 0 0 円	6 , 8 0 0 円	5 , 8 0 0 円

綾部市告示第 1 3 0 号

地縁による団体「安場町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市安場町鳴竹 4 4 番地 梅 原 洋 基 に変更する
所在地を 綾部市安場町鳴竹 4 4 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期满了による交代

綾部市告示第 1 3 1 号

地縁による団体「大石自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町八垣 1 2 番地 笹 井 英 樹 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 3 2 号

地縁による団体「本町七丁目自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市本町七丁目 5 6 番地の 2 蘆 田 浩 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 3 3 号

地縁による団体「小仲自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市故屋岡町小中 2 9 番地 福 井 雅 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 3 4 号

地縁による団体「川糸町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的を次のように変更する。

本会は、相互扶助の精神により以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持と会員の親睦を図ることを目的とする。

- （１）回覧板回付など区域内の住民相互の連絡
- （２）美化・清掃など区域内の環境の整備
- （３）集会施設の維持管理
- （４）体育・文化・福祉などに関する事業

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 2 7 日

3 変更の理由

規約改正

綾部市告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 9 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市訓令甲第 6 号

序 中 一 般

綾部市公文書例の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公文書例の一部を改正する訓令

綾部市公文書例（昭和 6 1 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
別記第 2 別紙 1 9 中

「

（上 略） 後援願について（通知） ×○○○○年○○月○○日付けで依頼のありましたこのことについては、下記の条件を付けて承諾します。 記 1 ×○○○○○○○○○○。 2 ×○○○○○○○○○○○○○○○○。	を
--	---

を

」

削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

綾部市公告第 3 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 3 8 号

大規模改修事業（小学校）、中筋小学校管理棟改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 7 号
- (2) 工 事 名 中筋小学校管理棟改修工事
- (3) 工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、中筋小学校管理棟の屋上防水及び外壁等の改修を行うものです。学校敷地内の工事であるため、作業時間、進入路等の制約もあり、児童への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 屋上防水改修 改修面積 8 0 4 m²
外壁改修 改修面積 1, 9 3 9 m²
- (6) 予定工期 令和 7 年 6 月 1 1 日から
令和 7 年 1 1 月 7 日まで（1 5 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 7 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 1, 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の

元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

(7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。

(8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式－3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月14日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は320円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年5月19日(月)午前9時から午後6時まで
令和7年5月20日(火)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和7年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和7年5月26日(月)から
令和7年5月27日(火)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年5月29日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和7年6月3日(火)午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日(水)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月5日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式－ 3

技 術 資 料

住 所

名 称

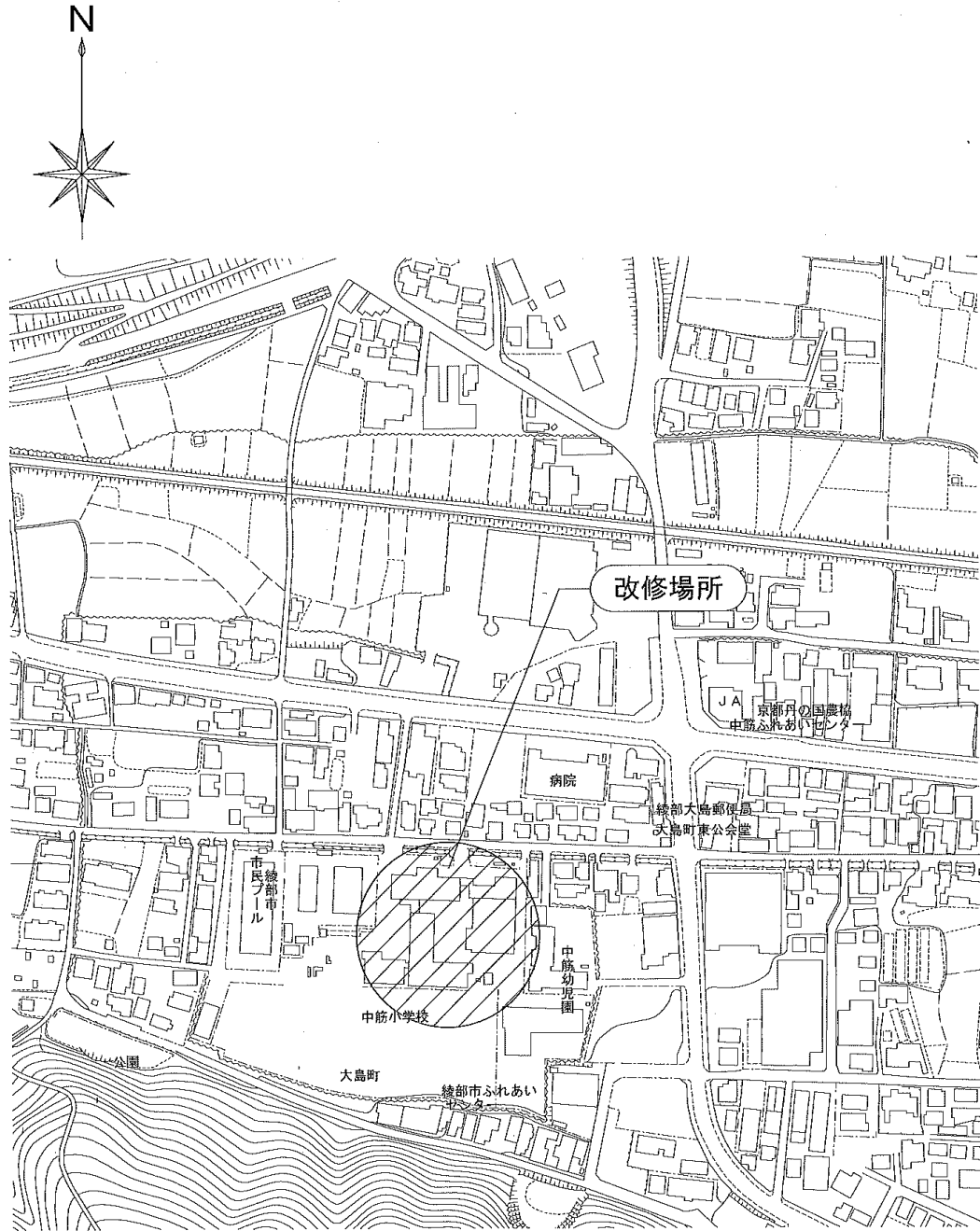
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



中筋小学校管理棟改修工事

綾部市公告第 3 9 号

児童館改修事業、物部児童館施設改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 7 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 8 号
- (2) 工 事 名 物部児童館施設改修工事
- (3) 工事場所 綾部市物部町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 外壁塗装 改修面積 2 9 0 m²
 屋根塗装 改修面積 5 7 0 m²
 児童用プール撤去 一式
- (5) 予定工期 令和 7 年 6 月 1 1 日から
 令和 7 年 1 0 月 8 日まで（1 2 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月14日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は170円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月19日（月）午前9時から午後6時まで

令和7年5月20日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年5月26日（月）から

令和7年5月27日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年5月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月3日（火）午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月5日（木）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 8号 物部児童館施設改修工事	1	本案件
第507 9号 物部保育園倉庫新設他工事	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

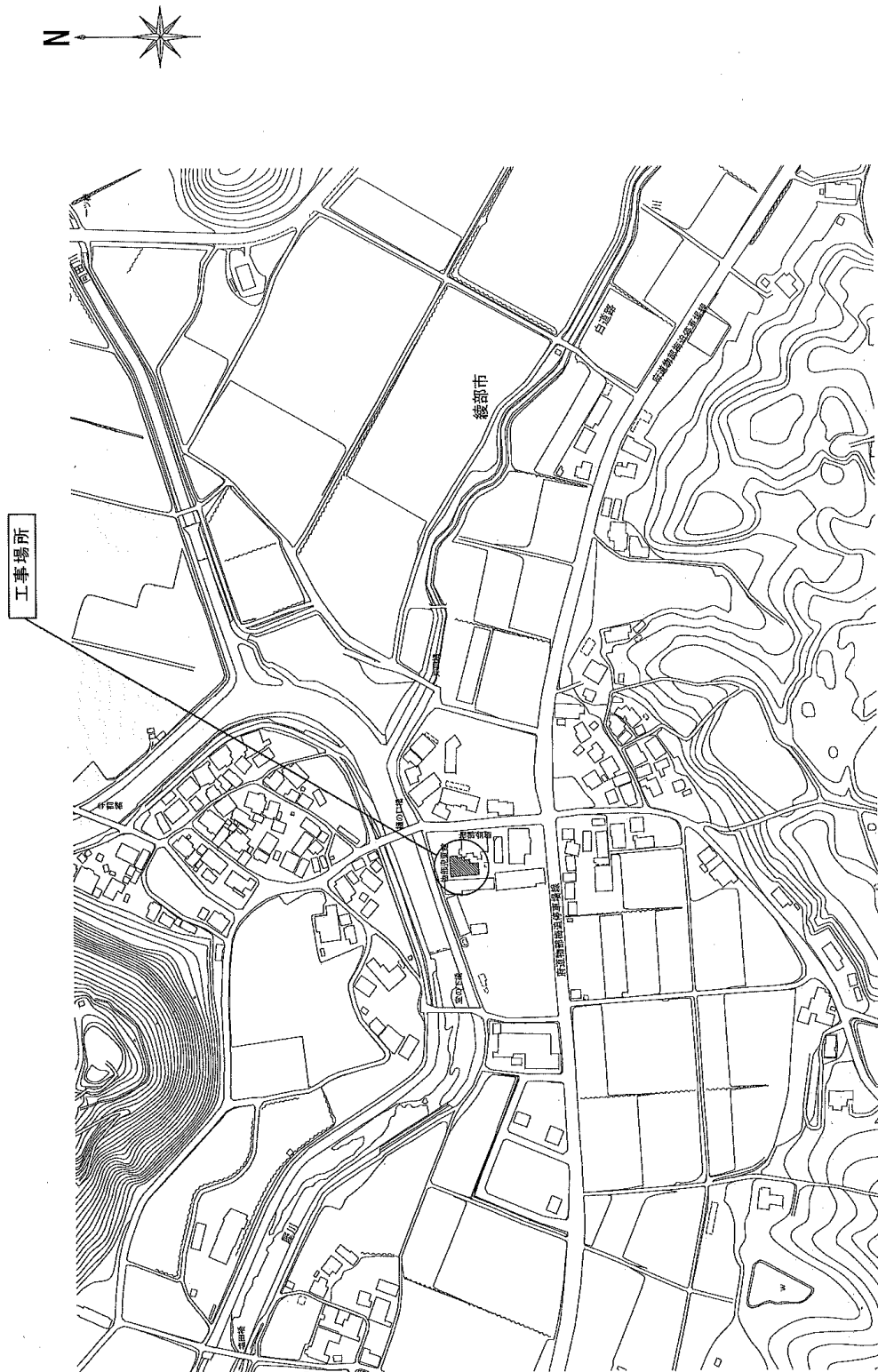
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が9,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第40号

物部保育園改修事業、物部保育園倉庫新設他工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和7年5月14日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第507 9号 |
| (2) 工 事 名 | 物部保育園倉庫新設他工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 倉庫新設 13.31㎡
内装等改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和7年 6月11日から
令和7年 9月 8日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評価が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月14日(水) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は390円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月19日(月) 午前9時から午後6時まで

令和7年5月20日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年5月26日(月) から

令和7年5月27日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年5月29日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月3日（火）午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月5日（木）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 8号 物部児童館施設改修工事	1	
第507 9号 物部保育園倉庫新設他工事	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が9,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 4 1 号

道路整備事業、市道高津旭線外 1 線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 1 0 号
- (2) 工 事 名 市道高津旭線外 1 線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 2 1 6 m W = 6 . 0 ~ 1 0 . 0 m
 切削オーバーレイ工 A = 5 0 6 m²
 区画線工 L = 5 2 9 m
- (5) 予定工期 令和 7 年 6 月 1 1 日から
 令和 7 年 1 0 月 1 8 日まで（1 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月14日(水) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は410円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月19日(月) 午前9時から午後6時まで

令和7年5月20日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年5月26日(月) から

令和7年5月27日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和7年5月29日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年6月3日（火）午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年6月5日（木）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

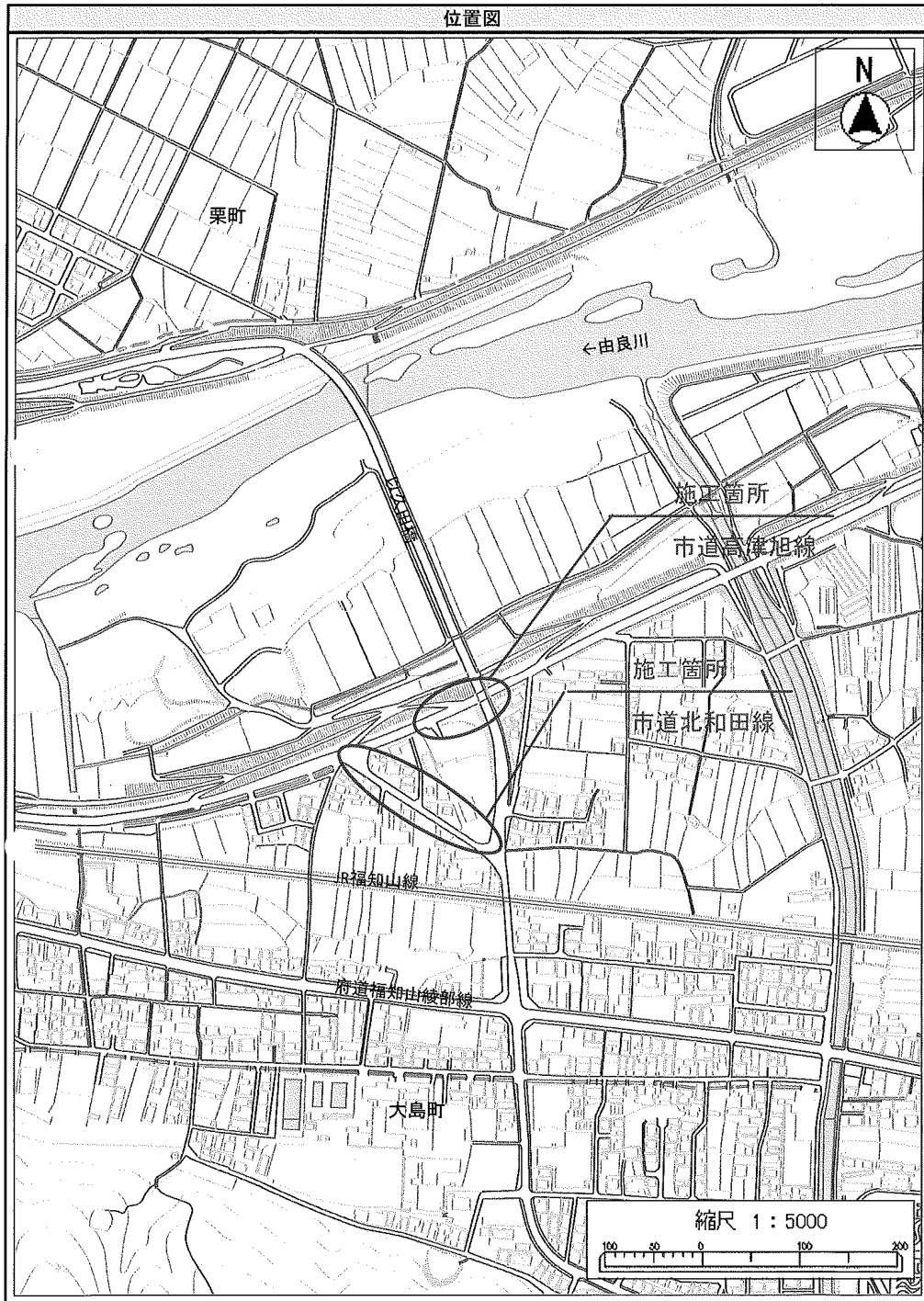
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 4 2 号

綾部駅自由通路改修事業、綾部駅自由通路電灯改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 1 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部駅自由通路電灯改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市駅前通（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 照明 L E D 化 8 0 灯
天井改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 6 月 1 1 日から
令和 7 年 9 月 8 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年5月14日(水) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は180円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年5月19日(月) 午前9時から午後6時まで
令和7年5月20日(火) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年5月26日(月) から
令和7年5月27日(火) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年5月29日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月3日（火）午前9時から午後6時まで
令和7年6月4日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月5日（木）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築電気設備工事（No. 7）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

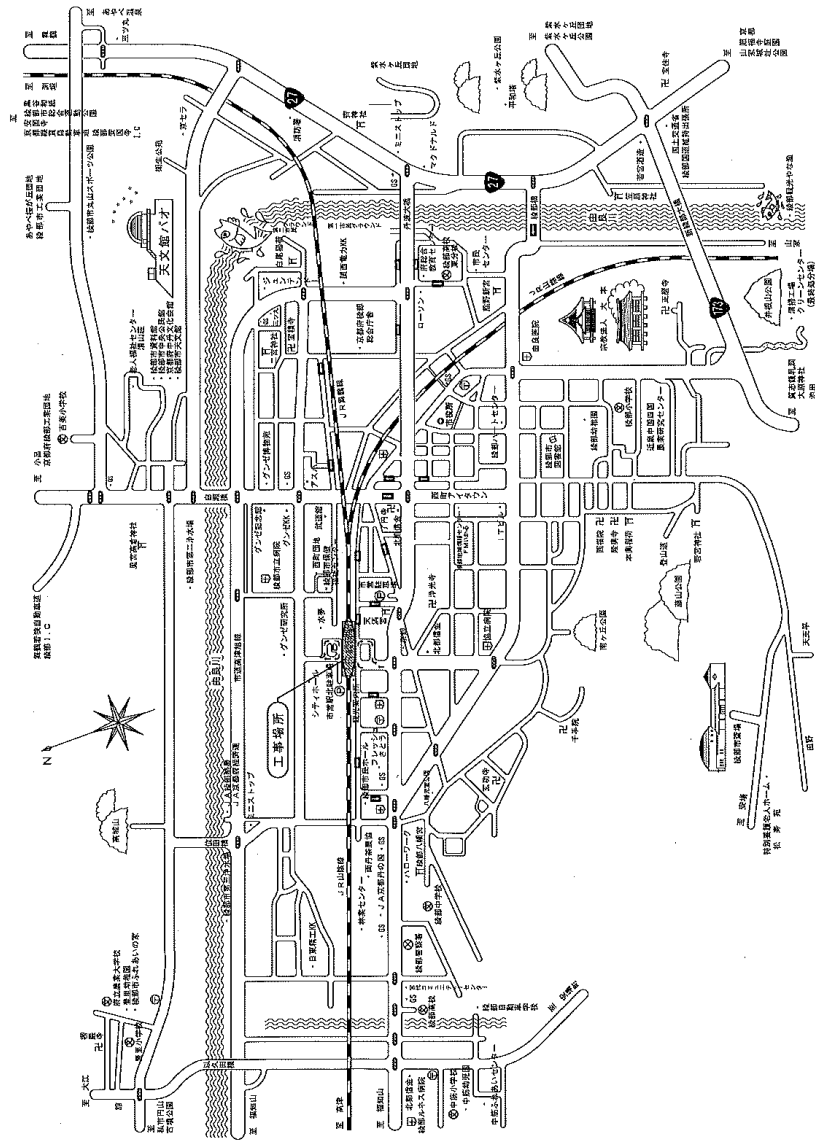
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 1/X

綾部市公告第 4 3 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 7 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 賦課対象区域
高津町の一部

- 2 賦課対象区域図 別図のとおり

令和 7 年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）

綾部浄化センター

凡 例	
	処理場（綾部浄化センター）
	下水道事業受益者負担金賦課済区域
	令和 7 年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市公告第44号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和7年6月16日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和7年5月16日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|--|
| 1 撤 去 の 理 由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤 去 日 | 令和7年5月12日 |
| 3 撤 去 区 域 | J R綾部駅北側周辺 |
| 4 撤 去 し
保管した台数 | 23台（詳細は、一覧表のとおり） |
| 5 保 管 の 場 所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保 管 期 間 | 令和7年6月16日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転
車1台につき2,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連 絡 先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42－4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	橙	24-0108578	GG0J18197
2	黒	24-0110644	ZXL20297176
3	黒	22-0077396	GG1H25544
4	黒	22-0078576	STUIF09845
5	桃	22-0054491	G32G23872
6	黒	24-0110122	ZXL20197377
7	白	23-0150204	GF9M26950
8	桃	23-0196222	A18AJ67153
9	銀	23-0178952	A15AB36883
10	桃	24-0094513	HSIGO0970
11	白	22-0078661	GC8I32760
12	黒	23-0218894	GG3L73808
13	金	05-0232859	H6F37552
14	黒	なし	KI00518186
15	白・黒	22-0077621	ZXL2100378C
16	灰	24-0106021	H7F42824
17	黒	22-0079794	GG4A39540
18	黒	22-0075565	STRKY07480
19	茶	22-0076261	GC9K37244
20	銀	なし	B3G06644
21	白	23-0192972	A18AK34061
22	銀	24-0113443	ZXL20173536
23	黒	22-0077662	STTHY19784

綾部市公告第 4 5 号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法第 2 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 供用を開始する都市公園

名 称	位 置	区 域
あやパーク	綾部市並松町	5, 9 0 0 平方メートル

2 供用開始の期日

令和 7 年 5 月 1 7 日

綾部市公告第 4 6 号

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザルを別添「黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1	趣旨・目的	・・・ 2
2	背景・経過	・・・ 2
3	業務概要	・・・ 2
4	参加資格等	・・・ 4
5	参加手続き等	・・・ 5
6	評価方法等	・・・ 6
7	選定結果の通知及び公表	・・・ 8
8	契約手続き	・・・ 8
9	その他	・・・ 8

令和 7 年 5 月

綾部市農林商工部商工労政課

1 趣旨・目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する、黒谷和紙拠点施設【和紙生産設備、多人数の紙漉き体験・見学ができる機能、多目的スペース（休憩所・特別展会場等に利用）を備えたもの】を整備するための黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関し、公募型プロポーザル方式により技術提案を求め、経験と実績に基づく創造力と技術力を有する最も適切な設計者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 背景・経過

黒谷和紙は、約 800 年前から続く手漉き和紙の技法を守る本市の伝統産業である。

本市では、廃校となった旧口上林小学校の跡地活用として平成 17 年度に黒谷和紙工芸の里を整備。施設は黒谷和紙協同組合が運営し、売店や紙漉き体験設備のほか、平成 18 年度から平成 29 年度までは専門学校の授業で利用されていた。

しかし、専門学校の撤退や、新型コロナウイルス感染拡大の影響による来館者の減少に伴い収入が大幅に減少。さらに、施設の老朽等により、組合の本拠である黒谷和紙会館と工芸の里との 2 施設の運営が困難となったことから、令和 3 年度以降は、体験受入の縮小、休止と順次機能を縮小してきた。

このような中、令和 4 年度に組合において施設の在り方を検討した「黒谷和紙振興計画」が策定され、黒谷町へ 2 つの施設の機能を集約する施設整備について提案があった。

この提案を受け、本市では、黒谷町に 2 施設の機能を集約した黒谷和紙拠点施設を整備する方針を決定。多人数の紙漉き体験・見学に対応できる機能を備えるとともに、和紙工房の環境を整備することで生産・作業効率を向上させ、本市の誇る伝統産業である黒谷和紙を後世に引き継ぎ、交流人口の拡大を目指すこととした。

3 業務概要

（1）業務名

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託

（2）業務内容

黒谷和紙拠点施設基本設計（既存建物解体含む）

詳細は、別紙「特記仕様書」による

（3）与条件

用途	和紙生産施設 平成 31 年国土交通省告示 98 号別添二第二号第 2 類
施設規模	延べ床面積：約 530 m ²
必要機能	和紙生産設備、団体の紙漉き体験・見学に対応できる機能、多目的スペース（休憩所・特別展会場等に利用）、倉庫、トイレ （詳細は「黒谷和紙振興計画」P14～17 参照）

耐震安全性の分類	構造体Ⅲ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による
概算工事費	515,000,000円（消費税込み） 外構、設備含む
工期（予定）	令和8年度 実施設計 令和9年度 解体、拠点施設整備工事
関連工事	黒谷和紙拠点施設連絡橋整備 概要：拠点施設整備予定場所と市道黒谷線間に連絡橋を整備 令和7年度 実施設計 令和8年度 整備工事

（４）事前調査概要

土地概要	面積：773.32㎡ 所有：黒谷和紙協同組合、個人 道路：市道黒谷線との接道要件を満たす連絡橋を整備予定（関連工事参照）
敷地測量	実施済
地質調査	実施予定
インフラ施設	下水道：無（浄化槽） 上水道：有
用途地域等	用途地域：特定用途制限地区（田園居住地区）、法22条区域 日影規制等：日影規制なし、北側斜線・絶対高さ制限なし 建ぺい率：60%、容積率：200%（前面道路幅員による制限あり） その他：急傾斜地崩壊対策事業による擁壁あり
既存建物	木造一部2階建 306.18㎡

（５）技術提案を求めるテーマ

評価テーマ①	周辺環境を考慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方
評価テーマ②	見学者の満足度向上と和紙の生産性向上に資する施設配置及び同線計画の考え方
評価テーマ③	施設の長寿命化とランニングコストの低減についての考え方
評価テーマ④	黒谷町の風土や計画地の特性に配慮した環境負荷軽減の考え方

（６）履行期間

契約締結の日から令和7年11月14日まで

（７）委託契約額の上限

11,435,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

4 参加資格等

プロポーザルの参加資格等は、参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間において、全ての要件を満たすものとする。

(1) 参加資格要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 2010年（平成22年）から募集要領等の公告日の前日までの間に業務完了した同種施設（注1）若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務の実績があること。
 - 1）同種施設とは、和紙生産施設、伝統工芸品生産施設、各種体験施設、工場、文化・交流・公益施設とする。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中の者でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中の者でないこと。
- カ 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- キ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 市町村税を滞納している者でないこと。

(2) 参加条件

- ア 参加申込み、技術提案等は、参加1者につき1件とする。
- イ 設計共同体（JV）での参加も可能とする。

(3) 配置予定技術者

次の条件を満たすものを各1名配置すること。また、管理技術者は、企画提案に参加する者の組織に所属していること。なお、主任担当技術者は、協力事業所からの参加も可能とする。

ア 管理技術者

- ・一級建築士の資格を有し、取得後5年以上の実務経験があること。

イ 建築（総合）主任担当技術者

ウ 建築（構造）主任担当技術者

エ 電気設備主任担当技術者

オ 機械設備主任担当技術者

※管理技術者とは、本プロポーザル全般の管理及び統括を行う者をいい、主任担当技術者とは、各担当業務分野の主要な設計業務を行う者をいう。なお、契約期間を通じて、本市職員との打合せや日常的な連絡調整は、上記の管理技術者及び各主任担当技術者を行うこととする。

※管理技術者は、主任担当技術者を兼務してよいこととする。

※主任担当技術者は、次の分野に限り兼務してよいこととする。

- ・総合と構造
- ・電気と機械

5 参加手続き等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部商工労政課商業担当

電 話：0773-42-4263（直通）

ファクス：0773-42-4406

メー ル：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

(2) スケジュール

期 日	項 目	備 考
令和7年5月19日（月）	公 募 開 始	ホームページ及び公告
令和7年5月26日（月）	質 疑 書 提 出 期 限	電子メール
令和7年5月30日（金）	質 疑 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じ本市ホームページ）
令和7年6月 4日（水）	参 加 表 明 書 提 出 期 限	持参又は郵送
令和7年6月 6日（金）	参加資格確認結果通知	郵送及び電子メール
令和7年6月10日（火）	現 地 見 学 会	綾部市黒谷町
令和7年6月27日（金）	技 術 提 案 書 提 出 期 限	持参又は郵送
令和7年7月 2日（水）	一次審査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ
令和7年7月 3日（木）	一次審査結果通知及び 二 次 審 査 案 内	郵送及び電子メール
令和7年7月 8日（火）	二 次 審 査 （プレゼンテーション 及びヒアリング）	綾部市内
令和7年7月中旬	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送及び電子メール
令和7年7月中旬	契約協議・契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

(3) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和7年5月19日（月）から令和7年6月27日（金）まで

イ 配布方法 本市ホームページからダウンロードすること。

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > プロポーザル

<https://www.city.ayabe.lg.jp/category/6-5-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 配付書類 「配付資料・提出書類一覧」参照

(4) 参加表明書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 令和7年5月19日(月)から

令和7年6月4日(水)午後5時15分まで

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出書類 別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)参照

(5) 技術提案書の提出期間、提出方法等

ア 提出期間 参加資格確認結果通知後から

令和7年6月27日(金)午後5時15分まで

イ 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出書類 別紙「作成要領」参照

(6) 参加表明書、技術提案書に関する質疑・回答

ア 受付期間 令和7年5月19日(月)から

令和7年5月26日(月)午後5時15分まで

イ 受付方法 様式第2号質疑書を電子メールにより上記(1)へ提出すること

ウ 回答方法 メールで回答するほか、必要に応じ本市ホームページにおいて公表する

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル方式評価基準(以下「評価基準」という。)」による。

(2) 評価方法

参加表明書及び技術提案書(プレゼンテーション及びヒアリング)について、「黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル方式選定委員会(以下「選定委

員会」という。)」において評価基準に基づき評価する。

(3) 選定委員会の委員

選定委員の氏名について、利害関係者の特定や、提案者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、非公表とする。

(4) 候補者の選定方法

以下の三段階により選定する。

① 参加資格の確認

② 一次審査 提出書類により上位3者を選定

③ 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリングにより優先交渉権者を選定

ア 参加資格は、参加表明書の提出書類を基に確認する。

イ 一次審査は、参加資格を認めた者に技術提案書の提出を要請し、二次審査へ進む上位3者を選定する。選定方法は、参加表明書及び技術提案書の評価点により選定する。なお、同点により選定の上位が3者を超える場合は、3位の同点となった者（選定の2位が2人以上、1位が3人以上の場合も同様）のみ、技術提案書の評価点が高い者を優先し選定する。

ウ 二次審査は、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を踏まえ技術提案書の再評価を行い優先交渉権者を選定する。

その他、詳細は下記のとおりとする。

(ア) 優先交渉権者は、失格者を除いた者の内、評価点が最も高い者とする。ただし、評価点が満点の6割未満の者は選定しない。

(イ) 最高点の者が複数の場合は、技術提案書の評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(ウ) 審査では、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(a) 実施日時：令和7年7月8日（火）

詳細は別途通知する。

(b) 出席者は、配置予定の管理技術者および主任担当技術者を含む3名以内とし、説明については、管理技術者または主任担当技術者が中心に行うこと。

(c) パソコンおよびプロジェクターを使用した対面のプレゼンテーション及びヒアリングとする。

(d) プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間

・準備5分以内

・プレゼンテーション20分以内

・ヒアリング（質疑応答）10分程度

(e) プレゼンテーション及びヒアリングの追加資料は受理しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した参加資格等を欠くことになった場合

- ウ 見積価格の金額が委託契約額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- カ その他市長が本実施要領に違反すると認定した場合

7 選定結果の通知及び公表

参加資格の確認後、参加者全員に参加資格の有無を通知する。併せて参加資格を認めた者には、技術提案書の提出を要請する。

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請の為の一次審査終了後、参加資格を認めた者全員に、二次審査対象の有無を通知する。

優先交渉権者選定のための二次審査終了後、二次審査の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、優先交渉権者選定後、選定結果通知日以降に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- ・優先交渉権者の名称、総合点

8 契約手続き

- (1) 本実施要領に基づき決定した優先交渉権者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い協議が調った場合、提案内容を反映した特記仕様書を作成の上、委託契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。

9 その他

- (1) 提出書類に関する注意点
 - ア 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
 - イ 参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることの承諾を本市から得なければならない。
 - ウ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - エ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - オ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の取扱等

- ア 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
 - イ 提出書類は提出者に無断で使用しない。ただし、候補者選定のために必要な範囲内において複製（必要な改変を含む）を作成する。なお、優先交渉権者として選定された技術提案書資料については、本市ホームページ等において公開できるものとする。
 - ウ 提出書類について、公文書の開示請求があった場合は、綾部市情報公開条例に基づき取り扱うものとする。
 - エ 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。
 - オ 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 選定の取り止め等
- 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (4) その他
- ア 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
 - イ 評価結果に対する異議申し立ては受け付けない。

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託特記仕様書

綾部市

I 業 務 概 要

1. 委託業務の名称 黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 黒谷和紙拠点施設
- (2) 敷地の場所 綾部市黒谷町
- (3) 施設の用途 和紙生産施設
(平成31年国土交通省告示第98号 別添二第二号第2類とする。)
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 773.32㎡
- b 用途地域及び地区の指定 特定用途制限地区（田園居住地区）
法22条区域
- (2) 施設の条件
- a 施設の延面積 約530㎡
- b 主要構造 木造一部2階建
- c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
- | | | | | |
|------------|---|----|---|---|
| 1) 構 造 体 | I | II | Ⅲ | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | A | | ⓑ | 類 |
| 3) 建 築 設 備 | 甲 | | 乙 | 類 |
- (3) 建設の条件
- a 工 事 費 515,000,000円（予定）
- b 工 事 工 期 令和9年度中（予定）
- (4) その他の与条件 黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領による
- (5) 基本設計図書の
最終提出期限 令和7年11月14日
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年11月14日まで

【 電 子 納 品 対 象 業 務 】

電子納品の対象範囲については、「Ⅱ業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

Ⅱ 業 務 仕 様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

(a) 基本設計☑

委託	業 務 内 容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(b) 実施設計□

委託	業 務 内 容	特記事項
□	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
□	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

(2) 追加業務

基本・実施共通

委託	業 務 内 容	特記事項
□	積算業務 ☐ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成） ☐ 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成） ☐ 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）	
☑	透視図作成（2枚）枚 大きさ（A3） 額の有無（無）	内観・外観データ
□	透視図の写真作成（ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
□	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業 務 内 容	特記事項
☒	諸官庁との打合せ ☒ 建築主事 ☒ 消防署 ☐ 保健所 ☐ 警察署 ☐ 関係市町村 ☐ 労働基準監督署 ☐ 関西電力 ☐ 大阪ガス ☐ NTT ☐ 上下水道局 ☒ その他法令手続	☒ の官公署と打合せを行うこと。なお、 ☒ 左記以外にも必要があれば行うこと。
☐	計画通知手続き業務	
☐	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
☐	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請 手続き業務	
☐	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
☐	リサイクル計画書の作成	
☒	概略工事工程表の作成	
☐	建築物の利用に関する説明書の作成	
☒	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
☐	日影図の作成(既存建築物)	
☐	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- ~~(b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。~~
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
 なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いて
 チェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聴くこと。
 建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、
 ②建築設備士の氏名及び登録番号（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下同じ。）第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。
 なお、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。
 ※適用する基準は最新版を使用することを原則とする。

建築工事設計図書作成基準
建築設備工事設計図書作成基準
建築設計基準
建築構造設計基準
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
官庁施設の総合耐震診断・改修基準
木造計画・設計基準
建築設備計画基準

建築設備設計基準	
建築設備設計計算書作成の手引	
建築設備耐震設計・施工指針	
昇降機耐震設計・施工指針	
雨水利用・排水再利用設備計画基準	
構内舗装・排水設計基準	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	
公共建築木造工事標準仕様書	
建築物解体工事共通仕様書	
敷地調査共通仕様書	
建築工事標準詳細図	
公共建築設備工事標準図（電気設備/機械設備工事編）	
建築工事監理指針	
建築改修工事監理指針	
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	
公共建築工事積算基準	
公共建築数量積算基準	
公共建築設備数量積算基準	
公共建築工事標準単価積算基準	
公共建築工事積算基準等資料	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	貸与
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	貸与
京都府建設交通部営繕課 電気/ 機械設備工事積算参考資料	貸与
営繕工事積算チェックマニュアル	

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成22年度以降の同種又は類似業務の実績、平成22年4月以降に担当した業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成22年度以降の同種又は類似業務の実績、平成22年度以降に担当した業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成22年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成22年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (e) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行
プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、上記(a)、(b)及び(d)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

- 注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。
- 注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督員の確認を受けること。
- 注3) 業務を再委託する場合は、「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- 注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。
- 注5) 協力事務所に所属する建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。
- 注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。
- 注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。
- 注8) 「平成22年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
 - ① 平成22年4月以降に完成した施設の設計業務実績
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③ 次を満たす施設の設計業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象施設は、和紙生産施設、伝統工芸品生産施設、各種体験施設、工場、文化・交流・公益施設とする。
 - (イ) 類似業務の実績における対象施設は、公共施設全般とする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☒ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ☐ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

- 貸与する資料等
- ☐ 適用基準等のうち、貸与とされているもの
 - ☒ 本仕様書文中で、貸与としているもの
 - ☐ 本施設の図面（必要な部分のコピー）
 - ☐ 本施設の最新の計画通知書
 - ☒ 既存施設の平面図
 - ☐ 標準設計例

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（	商工労政課	）	貸与時期（	契約後	）
返却場所（	商工労政課	）	返却時期（	業務完了時	）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- ~~(a) 指定部分*の範囲 ()~~
~~指定部分の履行期限 ()~~
~~※ 建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。~~
- (b) 成果物の提出場所 (商工労政課)
- (c) 成果物の取り扱いについて
 提出されたCADデータについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (d) 写真の著作権の権利等について
 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 ① 写真は、本市が行う事務並びに本市が認めた公的機関の広報に無償で使用する
 ことができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
 ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受け
 た場合は、この限りではない。)
 1) 写真を公表すること。
 2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。
- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について
☒ 別表 1 による。
- ~~(f) 改修・解体工事実施設計業務における図面目録について~~
~~☐ 別表 2 による。~~

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の☑印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 基本設計 ☐ A-1 ☒ A-2、実施設計 ☐ A-1 ☐ A-2

図面、正本には設計者名を記名して提出すること。

本業務は電子納品対象業務です。

京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）に基づき
 図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品
 欄のとおりです。

ガイドライン掲載ページ：http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html

(1) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
	《建築意匠》			
☒	基本設計図	製本 1 部 + 電子データ		☒ 対象
☒	設計説明書	1 部		☐ 対象
☒	工事費概算書	1 部		☐ 対象
	《建築構造》			
☒	基本構造計画案	1 部		☐ 対象
☒	構造計画概要書	1 部		☐ 対象
	《設 備》			
☒	基本設計図	製本 1 部 + 電子データ		☒ 対象
☒	設備計画概要書、仕様概要書	1 部		☐ 対象
☒	工事費概算書	1 部		☐ 対象

(2) 実施設計□

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
	《建築工事》			
☐	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書			☐ 対象
☐	構造計算書			☐ 対象
☐	構造設計図、構造仕様書			☐ 対象
☐	工事積算数量算出書、工事積算数量調書			☐ 対象*
☐	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）			☐ 対象
☐	専門工事等見積書、比較表			☐ 対象
	《設備工事》			
☐	設備設計図			☐ 対象
☐	設備設計計算書			☐ 対象
☐	工事積算数量算出書、工事積算数量調書			☐ 対象*
☐	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）			☐ 対象
☐	専門工事等見積書、比較表			☐ 対象
☐	計画通知書			☐ 対象
☐	日影図（既存建築物）			☐ 対象
☐	数量算出チェックリスト及び積算数量調書 チェックリスト			☐ 対象
☐	各種官庁届出書等			☐ 対象

(3) 基本・実施共通☑

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
☒	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部		☐ 対象
☒	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部		☐ 対象
☒	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部		☐ 対象
☒	透視図（ ）	1式	1部(写真)	☒ 対象*
☐	模型（ ）	1式	1部(写真)	☐ 対象*
	資料、報告書類			
☐	現地測量調査報告書	1部	1部	☐ 対象
☐	地質調査報告書	1部	1部	☐ 対象
☐	各技術資料	1部	1部	☐ 対象*
☐	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	1部	☐ 対象
☐	空气中アスベスト濃度調査結果（ ケ所）	1部	1部	☐ 対象
☐	建材のアスベスト含有調査結果（ ケ所）	1部	1部	☐ 対象
☐	保温材のアスベスト含有調査結果（ ケ所）	1部	1部	☐ 対象

注 * =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。

縮小＝縮小版（A-3判）の製本を提出。（写真）＝額入りとする。

図面＝製本（背張り製本）及び電子データ（CADデータ、PDF等）。

書類＝正本、副本（フラットファイル綴程度）。

5. その他の特記事項

(1) 標準設計例の使用

標準設計例を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。

(2) 現地調査

(a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）（別図の範囲）

測量等の方法 ☐ 専門業者による測量及び調査

☒ 設計事務所職員等による測定及び調査

~~(b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）~~

~~国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、延長は約（ ）m、箇所数は（ ）箇所とする。（支持層N値40以上を確認）~~

~~標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。~~

~~（地質調査報告書 2部及び土質標本 1式提出。）~~

(c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材のアスベスト含有調査

石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査

~~（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。~~

処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。

分析箇所数・・・総計 箇所

~~（設備機器、及び配管の保温材・床タイル・石膏ボード等）~~

(d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査

受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。

（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）

~~(e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査~~

~~別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。~~

(f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無い、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。

損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。

~~(g) 電波障害調査（調整要）~~

~~既設テレビ電波障害対策設備受信部（解体建物塔屋に設置）の移設先選定のための電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。~~

(h) 設備機器等調査

既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、十分な調査を行うこと。

(3) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書、記載事項についてはあらかじめ監督員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

(4) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3.（2）「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。
- (e) 積算内訳書の作成は、別紙 1 による。
- (f) 単価は、月間刊行物の掲載価格（2 誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3 社以上の見積書を収集することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
なお、見積書を収集する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (g) 諸資材は、“つとめて” 京都府内産を使用するよう考慮すること。
- (h) 使用木材における杉、ひのきについては、京都府内産木材、京都木材規格材の採用を検討すること。

(5) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、監督員の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。

(6) 成果物の取扱い

提出された C A D データについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。

(7) ~~業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）~~

~~500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「発注者確認用業務カルテ」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。~~

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

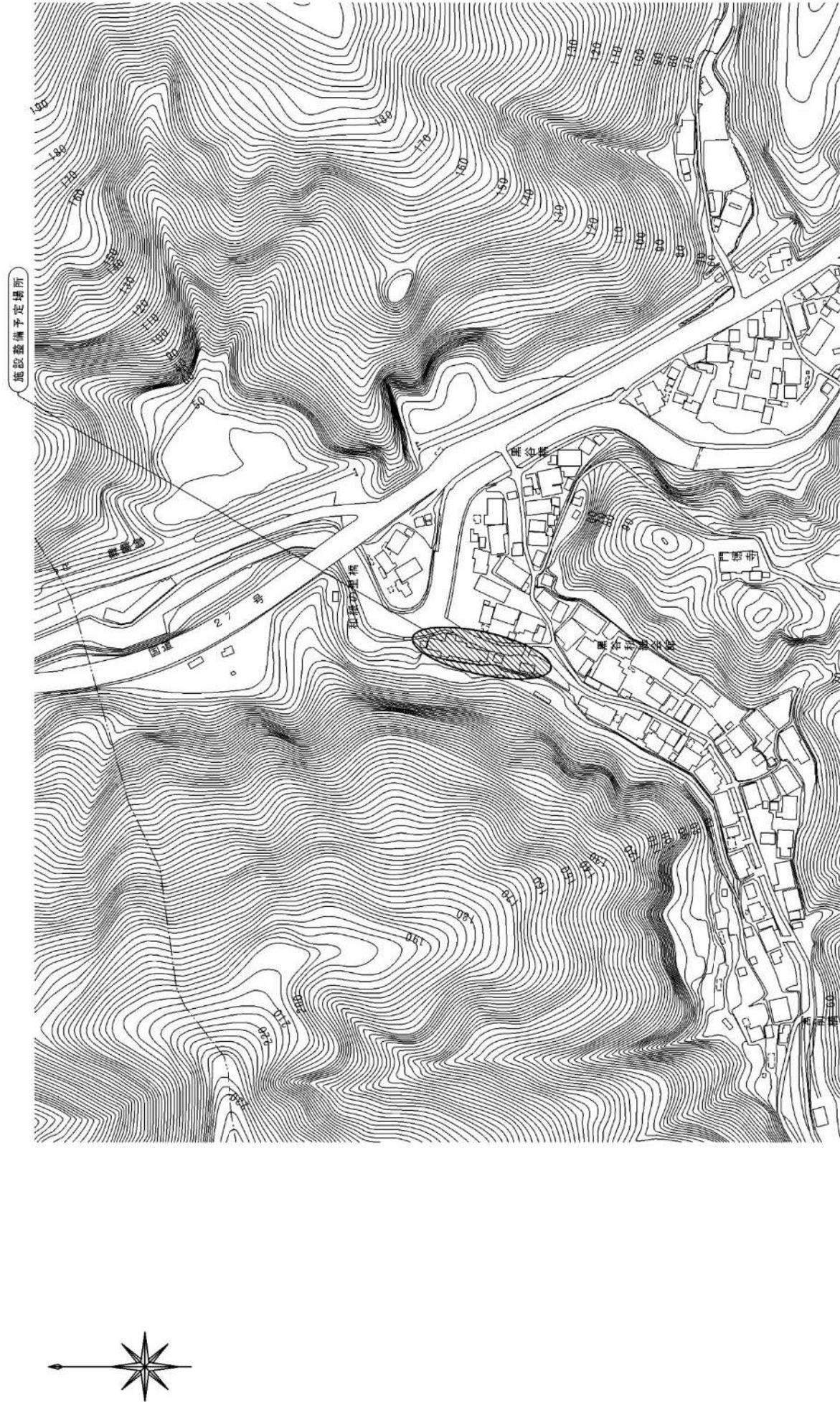
	平成31年国土交通省告示第98号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
	(5) 基本設計図書の作成		○	
	(6) 概算工事費の検討		○	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△	
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△	
	(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○	
		ii) 建築確認申請図書の作成	○	
	(5) 概算工事費の検討		○	
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		△	
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※ 本業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

令和7年度

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託

商工労政課



付近見取り図 1/2,500

	綾部市 農林商工部商工労政課 商業担当	穂部市若竹町8番地の1 TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-4406	担当	検図	工事名称 SCALE 1/2,500	黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託 図面種類	DATE R7 年 5 月

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル
参加表明書及び技術提案書作成要領

1. 参加表明書及び技術提案書の作成

(1) 参加表明書及び技術提案書は、「配布書類・提出書類一覧」に基づき作成する。

(2) 提出書類

ア 参加表明に係る書類は様式第1、2、3-1、3-2、3-3、3-4、4号。その他、登記事項証明書等、納税証明書を提出する。

設計共同体(JV)での参加の場合は、設計共同体協定書(写し)を提出する。

- ・ 法人の場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)写し可
- ・ 個人の場合、身分証明書(写し可)
- ・ 納税証明書(消費税及び地方消費税)(写し可)

法人の場合、納税証明書(様式その3又はその3の3)

個人の場合、納税証明書(様式その3又はその3の2)

- ・ 納税証明書(市町村税)(写し可)

本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市町村で発行されたもの

- ・ 上記証明書は本プロポーザルの公告日において発行後3ヶ月以内のものに限る

イ 技術提案に係る書類は様式5、6、7号及び「評価テーマに対する技術提案書」(任意様式)。

2. 参加表明書作成の留意事項

(1) 様式第1号「参加表明書」

- ・ 所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。

(2) 様式第2号「質疑書」

- ・ 質問事項ごとに、資料名、項目、ページを記載する。

(3) 様式第3-1号「建築士事務所および配置予定技術者の概要」

- ・ 建築士事務所登録証明書の写し、設計事務所パンフレットを添付する。

(4) 様式第3-2号「建築士事務所の業務実績」

- ・ 設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績を記載する。(協定書の写しを添付)
- ・ 実績のわかる資料(契約書、PUBDIS、図面、写真等)の写しを添付する。

(5) 様式第3-3号「管理技術者の資格・業務実績」

- ・ 業務実績は、2010年(平成22年)から募集要領等の公告日の前日までの間

に業務完了した同種施設若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務の実績とする。

- ・保有資格を証明する資格者証の写しを添付する。
- ・実績のわかる資料（契約書、PUBDIS、図面、写真等）の写しを添付する。

（６）様式第３－４号「主任担当技術者の資格等」

共通事項

- ・保有資格を証明する資格者証の写しを添付する。
- ・実績のわかる資料（契約書、PUBDIS 等）の写しを添付する。なお、図面や写真資料の添付は不要。
- ・業務実績は、同種・類似の実績とする。
- ・同種施設とは、和紙生産施設、伝統工芸品生産施設、各種体験施設、工場、文化・交流・公益施設とする。
- ・類似施設とは、公共施設全般とする。

（７）様式第４号「現地見学会参加確認書」

- ・現地見学会（令和７年６月１０日（火）午後 黒谷和紙会館（綾部市黒谷町））への参加の有無について記入すること。

３．技術提案書作成の留意事項

（１）様式第５号「技術提案書」

- ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。

（２）様式第６号「業務の実施体制に対する企画提案書」

- ・Ａ４判縦書きで記載する。枚数に制限はないが、複数枚の場合は、両面印刷（長辺綴じ）とする。
- ・業務の取組体制、設計チームの特徴、チーム内の支援や確認体制、特に重視する設計上の配慮事項について記述する。
- ・事務所が識別できないよう事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。
- ・説明に用いる文字の大きさは１０ポイント以上とする。

（３）「評価テーマに対する技術提案書」

- ・黒谷和紙振興計画の考え方を踏まえた技術提案とする。なお、振興計画と実施要領等で相違がある場合は、実施要領、特記仕様書等を優先する。
- ・評価テーマ①～④に対する技術提案について記載する。
- ・評価テーマごとにＡ４判横書きで提案する。枚数に制限はないが、複数枚の場合は、両面印刷（長辺綴じ）とする。
- ・様式は任意とするが、評価テーマタイトルを紙面右上に記載すること。
- ・全体配置イメージ図、概略プラン、パース、その他（概念図、図表、写真等）などを用いて提案する。ただし、具体的な建物の設計又はこれに類する表現や詳細

の描き込み、簡易でない表現は使用しない。

- ・ 事務所が識別できないよう事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。
- ・ 説明に用いる文字の大きさは10ポイント以上とする。

(4) 様式第7号「見積書」

- ・ 所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。
- ・ 見積価格は、税込とする。
- ・ 見積価格の金額が委託契約額の上限を超える場合は、失格となる。

4. 参加表明書及び技術提案書の提出部数

別紙「配布資料・提出書類一覧」のとおり。

配布書類・提出書類一覧

様 式 類		様式番号	提出部数		公募時 配布資料 (市HP)	参加表明時 提出資料	技術提案時 提出資料	備考
			紙媒体	電子媒体				
プロポーザル実施要領		—	—		○			
参加表明書及び技術提案書作成要領		—	—		○			
参加表明に関する書類	参加表明書	様式第 1 号	正本 1		○	○		
	質疑書	様式第 2 号	—		○			5月26日までに ご提出ください
	建築士事務所等の概要	様式第 3 - 1 号	正本 1 ・ 副本 8		○	○		
	建築士事務所の業務実績	様式第 3 - 2 号	正本 1 ・ 副本 8		○	○		
	管理技術者の資格・業務実績	様式第 3 - 3 号	正本 1 ・ 副本 8		○	○		
	主任担当技術者の資格等	様式第 3 - 4 号	正本 1 ・ 副本 8		○	○		
	特記事項証明書	—	正本 1		—	○		
	納税証明書	—	正本 1		—	○		
	現地見学会参加確認書	様式第 4 号	正本 1		○	○		
	設計共同体協定書（写し）	—	正本 1		—	○		設計共同体（J V）で参加する場合のみ
技術提案に係る書類	技術提案書	様式第 5 号	正本 1		○		○	
	業務の実施体制に対する 企画提案書	様式第 6 号	正本 1 ・ 副本 8	1 部ずつ （CD-ROM等 1 枚にまと める）	○		○	
	評価テーマに対する技術提案書	—	正本 1 ・ 副本 8		—		○	
	見積書	様式第 7 号	正本 1 ・ 副本 8		○		○	
特記仕様書		—	—		○			
附近見取り図		—	—		○			
プロポーザル方式評価基準		—	—		○			
黒谷和紙振興計画		—	—		○			

様式第 1 号

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参 加 表 明 書

令和 年 月 日付けで実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申請します。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

業務名：黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

様式第 2 号

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

連絡担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

質 疑 書

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザルについて、次の事項を質問いたします。

質 問 事 項

※質問事項ごとに、資料名、項目、ページを記載すること

様式第3-1号

建築士事務所および配置予定技術者の概要

1 建築士事務所の概要

建築士事務所の 商号または名称			
建築士事務所の 代表者職氏名			
所 在 地	〒 ー		
一級建築士事務所登録	第 号		
営 業 年 数	年 か月	資本金	円
技 術 職 員 数	名	うち一級建築士 その他	名 名

備 考

※ 建築士事務所登録証明書の写し、設計事務所パンフレットを添付してください。

2 配置予定技術者

		所 属	氏 名
参加者	管理技術者		
参加者 もしくは 設計協力者	主任担当技術者 (総合)		
	主任担当技術者 (構造)		
	主任担当技術者 (電気設備)		
	主任担当技術者 (機械設備)		

様式第3-4号

主任担当技術者 建築(総合、構造、電気、機械)の資格等

(1) 資格

■氏名・役職								
■所属								
■保有資格等								
・	登録番号	号	(取得年月日:	年	月	日)	経過年数	年
・	登録番号	号	(取得年月日:	年	月	日)	経過年数	年
・	登録番号	号	(取得年月日:	年	月	日)	経過年数	年

備考

1. 保有資格を証明する資格者証の写しを添付してください。

(2) 業務実績

■設計業務実績						
業務名・施設名称	発注者	建物全体面積	用途	構造	分担業務分野及び立場	設計業務完了年月

備考

1. 主任担当技術者(総合、構造、電気、機械)ごとに本様式を複写し提出してください。
2. 上記、実績のわかる資料(契約書、PUBDIS等)の写しを添付する。なお、図面や写真資料の添付は不要。
3. 業務実績は、最大5件まで記入してください。

様式第 4 号

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託
公募型プロポーザル
現地見学会参加確認書

日 時：令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後

集合場所：黒谷和紙会館（綾部市黒谷町）

参加する	参加しない
------	-------

※どちらかに○を付けてください

※現地見学会の詳細は、参加資格確認結果通知時にお知らせします。

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

様式第 5 号

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

技 術 提 案 書

次の件について、別添資料を添えて技術提案書を提出します。

業務名：黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

様式第 6 号

業務の実施体制に対する企画提案書

※本様式は、A 4 判縦とし、「業務の実施体制」に係る企画提案の内容を記載してください。

- 業務実施への取組体制、設計チームの特徴、チーム内の支援や確認体制、特に重視する設計上の配慮事項について記述してください。なお、事務所が識別できないよう事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しないでください。
- 説明に用いる文字の大きさは10ポイント以上としてください。

様式第 7 号

見 積 書

見積金額	金 円（税込価格） うち取引に係る消費税および地方消費税額 金 円
業務名	黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託
履行場所	綾部市黒谷町

審査の結果、契約予定者となった場合は、上記の見積金額を上限として受託いたしますので、黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託の公告、実施要領等を承知して見積りいたします。

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

所在地

見積者 商号又は名称

代表者職氏名 印

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に係るプロポーザル方式評価基準

評価項目	評価事項		評価内容	配点			
				配点基準		配点数	
(A) 事務所実績及び配置技術者の資格実績等	事務所の業務実績		・経営概念、経営規模、財務状況等は十分な信頼性、遂行能力があるか ・事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか ・過去に同種施設若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務を受注した実績	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	7 5 3 2 1	7	
	管理技術者	経験	・一級建築士取得後の実務経験年数	15年以上 5年以上15年未満	2 1	2	
		業務実績	・過去に同種施設若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務を受注した実績	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	7 5 3 2 1	7	
	主任担当技術者	建築（総合）	資格	・取得資格	一級建築士 二級建築士 その他の資格	3 2 1	3
			業務実績	・過去の同種設計業務若しくは類似設計業務の実績	優れている 普通 やや劣る	3 2 1	3
		建築（構造）	資格	・取得資格	一級建築士 二級建築士 その他の資格	3 2 1	3
			業務実績	・過去の同種設計業務若しくは類似設計業務の実績	優れている 普通 やや劣る	3 2 1	3
		電気	資格	・取得資格	建築整備士、技術士、一級建築士 1級電気工事施工管理技術士 2級電気工事施工管理技術士、その他の資格	3 2 1	3
			業務実績	・過去の同種設計業務若しくは類似設計業務の実績	優れている 普通 やや劣る	3 2 1	3
		機械	資格	・取得資格	建築整備士、技術士、一級建築士 1級管工事施工管理技術士 2級管工事施工管理技術士、その他の資格	3 2 1	3
			業務実績	・過去の同種設計業務若しくは類似設計業務の実績	優れている 普通 やや劣る	3 2 1	3
		A 合計					40
	(B) 技術提案	業務の実施体制		・業務実施のための組織体制について総合的に評価する	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	10 8 6 4 2	10
評価テーマ① 周辺環境を考慮した建築計画と敷地利用計画等に関する考え方		・急傾斜地及び河川に面した土地における提案の適格性、独創性、実現性を評価する	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	25 18 12 5 3	25		
評価テーマ② 見学者の満足度向上と和紙の生産性向上に資する施設配置及び同線計画の考え方		・提案の適格性、独創性、実現性を評価する	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	30 24 18 12 6	30		
評価テーマ③ 施設の長寿命化とランニングコストの低減についての考え方		・提案の適格性、独創性、実現性を評価する	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	20 16 12 8 4	20		
評価テーマ④ 黒谷町の風土や計画地の特性に配慮した環境負荷軽減の考え方		・提案の適格性、独創性、実現性を評価する	極めて優れている 優れている 普通 やや劣る 劣る	20 16 12 8 4	20		
提案価格		・提案価格の安価な者を評価する	参加者の内、提案価格が最も安価な者 参加者の内、提案価格が二番目に安価な者 参加者の内、提案価格が三番目に安価な者 参加者の内、提案価格が四番目に安価な者	5 3 2 0	5		
B 合計					110		
A+B 合計					150		

黒谷和紙振興計画

令和4年12月

黒谷和紙協同組合

黒谷和紙振興計画目次

I 計画の策定に当たって	
1 はじめに	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の目的	4
4 計画の推進期間	4
II 黒谷和紙の現状と課題及び継承すべき強み	
1 黒谷和紙及び黒谷和紙協同組合の現状	6
2 黒谷和紙会館及び黒谷和紙組合の抱える課題	8
3 黒谷和紙工芸の里の継承すべき機能や強み	10
III 新施設の整備提案	
1 新施設の基本的理念	12
2 新施設の整備イメージ	13
IV 施設整備に合わせた黒谷和紙振興の取組	
1 振興施策（ソフト事業）の考え方	29
V 数値目標等	
1 数値目標の設定	32
2 おわりに	33

I 計画の策定にあたって

I 計画の策定にあたって

3

1 はじめに

黒谷和紙は、綾部の地に古来より伝わる伝統産業であり、綾部市の地場産業や地域文化、さらには観光資源としてもその存在は重要です。そのため、綾部市の伝統産業の一つとして黒谷和紙の存続を図り、黒谷の地で受け継がれてきた伝統技術を後世に伝えていく必要があります。

黒谷和紙の振興に向けては、平成6年に「黒谷和紙活性化ビジョン」が策定され、黒谷和紙の将来像を描く中で、生産・流通基盤の整備や観光の核としての役割、地域文化の拠点としての役割を集約した「黒谷和紙の里」構想が示されました。さらに平成6年・7年の2か年にわたり黒谷和紙に関するマーケティング調査も実施され、調査結果を踏まえて「黒谷和紙の里ビジョン」が平成9年に策定されました。

また、平成8年には黒谷和紙協同組合を設立し、黒谷和紙の生産機能及び販売機能等の効率的な運営を図りながら、組合員の意識高揚とともに黒谷和紙の活性化に取り組んできました。さらに、平成17年度には、旧口上林小学校の跡地活用として綾部市の多大な支援を受けながら、紙漉き体験や和紙の展示販売、職人の作業場など黒谷和紙の振興拠点となる「黒谷和紙工芸の里」を開設しました。

こうした市と組合による多くの取組や黒谷和紙で長年受け継がれてきた伝統技術が評価され、平成18年には京都府知事から「京もの指定工芸品」の指定を受けています。

しかしながら、これまでの取組の指針であった黒谷和紙の里ビジョンの策定から四半世紀が経過し、黒谷和紙工芸の里を開設して15年以上が経過する中で、黒谷和紙を取り巻く状況の変化や新たな課題を受けて、綾部市の重要な伝統産業と自負する黒谷和紙の継承と活性化に向けて、当面の取組方針の提案として「黒谷和紙振興計画」を策定いたしました。



2 振興計画の背景

平成17年度に旧口上林小学校の跡地活用として、黒谷和紙の振興を目的とした紙漉き体験や和紙原紙及び加工品の展示販売の拠点となる黒谷和紙工芸の里を開設しました。しかしながら、現在では施設の老朽化が著しく耐震上の課題も抱えています。また、伝統工芸大学校の撤退に伴い、施設利用の安定的な収入が途絶え、さらに新型コロナウイルス感染拡大による観光への影響から来場者並びに売上も大きく減少したため、現状においては黒谷和紙会館と黒谷和紙工芸の里の2拠点を維持・運営することが極めて厳しい状況となっています。

そのため令和3年4月より緊急的措置として、黒谷和紙工芸の里の機能を一部縮小することで運営の合理化を図っていますが、今後もこのような状態を維持していくことは非常に困難であるため、抜本的な見直しを行うことが急務となっています。

3 振興計画の目的

黒谷和紙は、助け合い、支えあいの精神を大切にしながら、今日まで800年以上の間伝統技術の継承が行われてきました。

全国でも数少ない純手漉き和紙である黒谷和紙を次世代へと確実に繋いでいくため、伝統産業としての技術の伝承や後継者の育成など、事業継承のため必要と考えられる取組を「黒谷和紙振興計画」として策定します。本計画をベースとした黒谷和紙振興事業に取り組んでいくことで、将来にわたって持続可能な黒谷和紙を目指していこうとするものです。

なお、本計画については、これらの目的を達成するために特に重要と考えられる拠点施設の整備をイメージした基本計画の策定に重点をおいたものとしませんが、施設整備に合わせて実施すべきソフト事業についても一定の整理を行います。

4 振興計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としていますが、事業の進捗や黒谷和紙を取り巻く環境の変化などを踏まえて適宜見直していく必要があります。振興計画の具体的な取組については、計画期間内に短期・優先的に取り組むハード事業（施設整備）と比較的中・長期的に取り組むソフト事業の両面で推進していくこととしています。

令和5年度は、本振興計画に基づく施設整備の具現化に向けた調査や基本設計などの準備を進める必要があります。また同時に、中長期的視野で継続的に実施していくべきソフト事業についても、並行して検討を進めることとしています。

黒谷和紙振興計画		計画期間：令和4年度～令和8年度（5年間・期間延長あり）			
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
段階	基本構想	基本計画	事業実施		第2期事業の検討
主な取組	振興計画	計画実施に向けた準備	施設整備、ソフト事業の検討・準備		施設運営、ソフト事業の充実

II 黒谷和紙の現状と課題 及び継承すべき強み

1 黒谷和紙及び黒谷和紙協同組合の現状

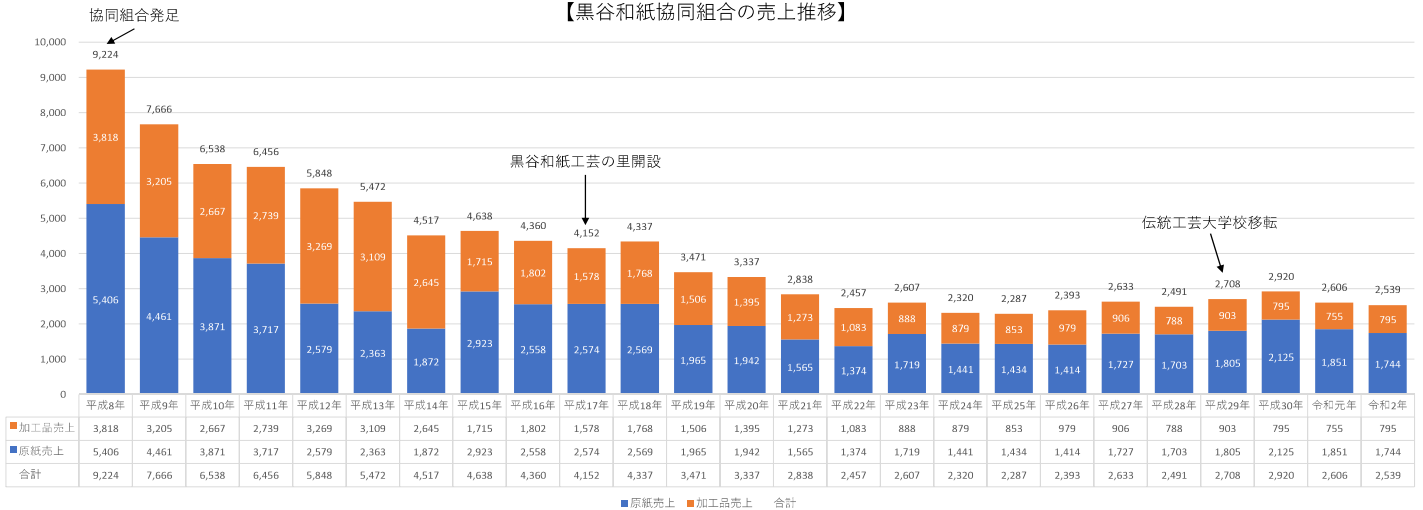
(1) 売上の推移

黒谷和紙の売上（加工品売上含む）は組合発足時である平成8年の92,253千円から下降の一途を辿っており、黒谷和紙工芸の里開設時の平成17年には41,524千円（平成8年比：約55%減）となり、直近の令和2年には25,401千円（平成8年比：約73%減）で、組合発足時の4分の1程度にまで落ち込んでいます。（下グラフ参照）

また、平成8年の組合発足時には31名の組合員（賛助会員含む）が在籍していましたが、黒谷和紙工芸の里開設時の平成17年には15名（平成8年比：約51%減）となり、直近の令和2年には11名、実質的には9名（平成8年比：約71%減）で、まさに売上と比例するようにこちらも組合発足時の4分の1程度にまで落ち込んでいます。

これらの主な原因は、和紙需要の減少と組合員の減少に伴う組合の生産力の減少がペースにあると考えられますが、新たな販路開拓や商品開発など、営業戦略の見直しが必要となっています。

【黒谷和紙協同組合の売上推移】



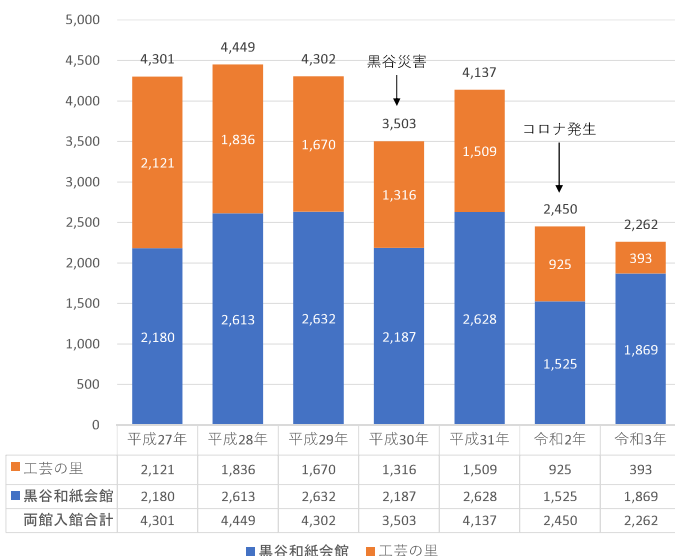
Ⅱ 黒谷和紙の現状と課題及び継承すべき強み

(2) 入館者数及び体験者数の推移

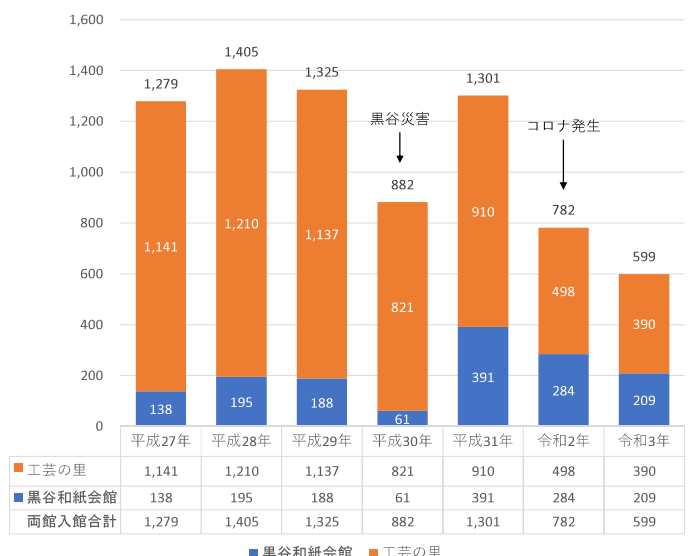
黒谷和紙会館および黒谷和紙工芸の里における入館者数は平成27年より平成29年までは約4,000～4,300人で推移しており、うち紙漉きなどの体験者数は約1,300～1,400人で推移しています。平成30年は水害に見舞われたため減少したものの、平成31年には入館者数は再び4,000人を超えています。しかし、令和2年以降はコロナ禍の影響で入館者・体験者数とも約半数に減少しています。（下グラフ参照）

従来黒谷和紙会館では少人数の受入れが主となっており、市内小学生の見学や体験も受け入れていました。また、黒谷和紙工芸の里では、各種団体や観光ツアーなど大人数の団体を受け入れ、市内小学6年生の卒業証書作りも受け入れていましたが、コロナ禍の影響もあって、令和3年4月から緊急措置として、原則20名以上の団体の紙漉き体験の受入れと卒業証書作成を除き工芸の里の機能を休止しています。

【入館者数推移】



【体験者数推移】



2 黒谷和紙及び黒谷和紙協同組合の抱える課題

本計画では、黒谷和紙工芸の里の機能を黒谷へ移転・統合する考え方をベースにしていますが、現状の黒谷和紙工房及び黒谷和紙会館は施設面での大きな課題を抱えており、黒谷和紙協同組合も運営体制などソフト面で様々な課題を抱えています。

(1) ハード的課題（黒谷和紙工房、黒谷和紙会館）

①「黒谷和紙工房」の老朽化に伴う生産効率の低下

黒谷和紙工房は昭和30年代に建設され、以後、随時必要に応じて建て増しを繰り返しながら現在の形態となっています。紙漉き作業や乾燥施設として現在も稼働していますが、受注量や職人数の減少などにより稼働率が低下しています。特に原料処理施設の老朽化による不具合が発生しており、メンテナンス作業などにて随時対応はしているものの、完全には修復しきれない部分があるため、原料処理工程を黒谷和紙工芸の里へ持ち込み作業するなど、生産及び作業効率の低下を招いています。

②「見学・体験」や「展示・販売」など、来館者の“受入体制”および“快適性”が不十分

黒谷和紙工房は本来、職人が仕事・作業をするための生産施設であり、前提として来館者を受け入れる構造に対応していません。そのため、見学・体験ルートの流れが悪く、また工房内の体験場所は手狭で冷暖房も完備されておらず、さらにトイレや案内看板なども整備されていないことから、来館者がスムーズに移動したり、快適に過ごせる環境が整っていません。

また黒谷和紙会館の1階で販売、2階で展示を行っておりますが、特に2階の展示室へは階段を昇る必要があるため、高齢者や身障者の方へのご案内は難しい状況にあります。さらに、黒谷和紙の歴史や作業工程を詳しく解説している動画PVを製作していますが、店頭でパソコン用ディスプレイにて放映しているのみで、来館者にじっくりご覧いただける環境が整っていません。

③駐車台数（パーキング能力）が著しく少ない

黒谷和紙会館では来館者用の駐車スペースが3台しか確保できておらず、満車となることが多くあります。また、観光バスやマイクロバスなどで来訪された場合には駐車できない環境であり、徒歩3分ほどの空地を利用いただいている状況です。

(2) ソフト的課題（黒谷和紙協同組合）

①黒谷和紙会館・黒谷和紙工芸の里の2拠点運営による過大な負担

現在黒谷和紙会館と黒谷和紙工芸の里の2拠点で生産・運営を行っていますが、黒谷和紙協同組合は事業規模も小さく既存施設の維持・修繕すら十分にできない状況にあります。売上の減少による組合の資金不足などもあり、今後の施設維持費の増大に対して大きな不安を抱えています。

また、組合員の減少に伴い、かつては農協職員や一線を退いた職人など、組合運営事務のサポートをしていた担い手が徐々になくなり、本来は紙漉きに専念すべき現役職人である理事長や専務にそれらの業務負担が及んでいることもあり、組合運営に係る事務負担を軽減していくことが課題となっています。

②後継者確保と育成の問題（紙漉き職人、加工職人）

和紙職人の仕事に興味を持ち職人となることを希望する人材は現在も一定数存在するものと思われます。しかしながら、黒谷和紙は伝統を守る中で手作業が中心となるため、生産性は低く、現状では十分にその対価を商品の価格に反映させることができないことから、将来の生計を立てられるだけの収入を見通すことができず、現在新たな後継者を受入れ、育成していける環境にはありません。

また、加工職人も高齢化していますが、手作業による加工手間賃の収入はわずかで、こちらも新たな職人を育成する環境ではなく、黒谷で受け継がれてきた和紙加工技術の継承が難しい状況となっています。

③組合の売上減少に対する取組の問題

和紙需要の減少や組合自身の生産力の低下に伴い組合の販売額は年々減少傾向にあります。後継者を育て黒谷和紙を将来も存続させるべくためには、海外も含めた新たな販路開拓や一定の需要が見込まれる新商品の開発などの取組が必要となります。しかしながら、販売額の減少に伴う組合の資金不足もあって、専門的知識を有する人材や営業戦略を担うような人材を確保することが難しい状況にあります。

④和紙原料の確保の問題（生産と白皮加工）

黒谷和紙は本来地元産（府内産＝綾部産）の楮などの原料で和紙づくりを行うことが理想ですが、これまで楮の生産・出荷に力を注がれてきた市内の生産団体も高齢化等の理由で生産量が減少し、今後の継続が危ぶまれています。現在地元で調達できない原料については、国内の産地や一部海外からも調達していますが、それらも将来的な安定を見込める状況にはありません。このような中で、組合員が協力して自ら楮の栽培に取り組み始めていますが、まだまだその量は僅かでしかありません。

また一方で、楮の皮を白皮に加工する「かごそろえ」の後継者の不足も深刻です。現在は近隣の高齢者が内職的に作業をしていますが、作業時間を勘案すると著しく作業賃が低額であるため、新たな後継者の確保は非常に困難な状況となっています。

3 黒谷和紙工芸の里の継承すべき強み

黒谷和紙会館と黒谷和紙工芸の里の2拠点運営の困難性や立地の問題などを考慮すると、今後は黒谷和紙工芸の里を廃止し黒谷和紙会館へ機能統合をせざるを得ない状況と考えますが、現在の黒谷和紙工芸の里の持つ強みについては、可能な限り黒谷において機能確保に努めるべきと考えられます。

(1) 駐車スペースが広く、十分な台数が確保できる

黒谷和紙工芸の里には小学校の校庭を利用した駐車スペースがあり十分な台数が確保できるうえ、大型バスやマイクロバスなどの団体客用車両の駐車にも対応できます。

(2) 日当たりが良く湿気が溜まりにくい倉庫スペースがあり、原材料の保管に適している

黒谷和紙工芸の里は小学校の校舎を活用した施設であるため、教室には窓が多数設置されており、風通しや日当たりにも配慮された構造となっていることから、湿気が大敵である紙や原材料の保管に適した十分なスペースがあります。

(3) 原料処理機の開発・研究スペースがある

黒谷和紙工芸の里では、黒皮を剥ぐ工程の作業を自動化する機器「かごそろえ」の試作機を設置し、活用に向けた研究を続けています。機器の設置には一定のスペースが必要となりますが、黒谷和紙工芸の里では十分な設置スペースがあります。

(4) 展示・販売や見学・体験施設の充実

黒谷和紙工芸の里には多数の教室があり、それらを利用した「展示・販売」や「見学・体験」のスペースが確保しやすい状況にあります。「紙漉き場」と「乾燥室」「原料準備室」など職人の作業スペースを十分に確保したうえで、隣接する事務室や教室で受付、販売、視聴、展示などの機能が整い運動性も確保できています。



Ⅲ 新施設の整備提案

1 新施設の基本的理念

綾部市の伝統産業である「黒谷和紙」の“継承”並びに“振興”を目的とした「新施設の整備」
「新施設」の機能を活用した「観光（PR）力強化」と「商品ブランド力強化」

【現「黒谷和紙工房および会館」の改善課題】

- ①生産効率の向上 ②「見学・体験」の受入体制の整備
③「展示・販売機能」の強化

【「黒谷和紙工芸の里」の強み継承】

- ①原料保存に適した保管スペース
②充実した「作業・展示販売・見学体験」機能及びスペース

【黒谷和紙振興計画 新施設の整備】

◇短期的取組

～新施設（ハード）整備計画を推進～

- ①来館者・職人ともに快適な作業（工房）空間
②作業・工程の流れに沿った配置および順路設定
③十分な原紙および加工品の展示・販売スペースを確保
④テラスなどの“憩い機能”を盛り込み付加価値を創造
⑤内外へPR効果のある大型ビジョンやシンボルの整備

◇中長期的取組

～商品開発力や観光PR力などのソフト面強化施策を推進～

- ① 伝統工芸や伝統文化に関心ある方には“触れあい”を、関係が薄い方には“出会い”を生み出す新たな「仕掛け」
② 新施設の快適性や体験機能の向上による「賑わい」や商品開発・ブランド力強化による「話題性」の創出
③ 多種多様なPRポイントを整備し、新たな魅力を創成し、幅広い客層を取り込むための「PR力」

2 新施設の整備イメージ

（1）必要とする機能と改善効果

必要な機能	具体的な役割	改善効果
多目的施設 (コンシェルジュ)	⇒体験・見学に向けた展示や休憩所としての機能（自販機等の設置） ⇒来館者の待合室的役割を果たし、大型ビジョン等でのPR動画を放映 ⇒原紙や加工品の特別展示やミニイベントスペースとしての機能	見学・体験・展示機能の強化 観光客の快適性向上 認知度・売上高向上
憩いの場 イベントスペース (テラス)	⇒周辺の景観を眺めながら、来館客に休憩して頂く場所として利用 ⇒例えば、桜の季節には花見会などイベントを開催する場として活用 ⇒普段の仕事・作業では職人が干場や屋外作業に利用可能	観光客の快適性の向上 販売機能の強化 企画・イベント開催の強化
作業順路 見学通路 (モール)	⇒和紙の原料準備から紙漉き、乾燥まで和紙作りの工程順を適切に配置 ⇒屋内外に見学通路を整備、天候・季節に左右されず快適に見学可能 ⇒黒谷川から引き込む水路も施設内の景観として、美しく清らかな流れを体験 ⇒工房にエアコンを設置し、見学者等への配慮と職人の作業効率の向上を図る	観光客の快適性の向上 職場環境の快適性の向上 生産効率の向上
シンボル	⇒施設（敷地）内に黒谷和紙ならではのシンボル（水車等）を設置 ⇒体験と併せて来館記念のSNS等へのアップによる話題性創出を促す設備	話題性・PR力の強化

(2) 施設に必要な主な仕様

作業場の名称	作業内容や必要な機能等	設置が必要な主な生産設備	
		設備名（台数）	概算寸法（cm）
かご炊き・みだし場	①原木蒸し作業 刈り取った楮の原木を釜で蒸し、楮の皮を剥ぎ取りやすくする。	釜大（1台） 釜小（1台） みだし用水槽（2台） かごそろえ機（既設 1台）	D155×W150×H55 D140×W150×H55 D90×W150×H60 D62×W82×H83
	②原材料の煮熟作業 釜を使用し原材料（楮の皮）の煮熟を行う。		
かご炊き・みだし場	③みだし作業 煮熟して柔らかくなった楮を水槽に移し、アク抜きを行った後、楮に残る傷を2～3日かけて一つずつ手作業でとる。		
打解・ピーター（叩解）作業場	①打解作業 みだし作業を終えた楮を打解機で叩きほぐす。	ピーター大（1台） ピーター小（既設 1台） 打解機（2台） さなてぎ機（1台） 紙素受け水槽（1台）	D200×W242×H126 D150×W185×H126 D120×W250×H270 D110×W200×H245 D98×W183×H60
	②ピーター作業 打解作業を終えた楮をピーターという機械を使いさらに細かくほぐす作業。ほぐれた楮を水槽に受け紙素ができる。		
打解・ピーター（叩解）作業場	③さなてぎ（ねりづくり）作業 専用の機械（さなてぎ機）を使用して、トロロアオイの根を叩き、紙漉きに必要な粘液を採取する。		

(2) 施設に必要な主な仕様

作業場の名称	作業内容や必要な機能等	設置が必要な主な生産設備	
		設備名（台数）	概算寸法（cm）
紙漉き場	①紙漉き作業 職人4人が作業できる紙漉き場。 漉舟に水（井戸水又は水道）と紙素、ねりを入れ簀桁という道具を使い紙漉きを行う。天井に設置した弓竹と簀桁をつなぐことで、水のいった簀桁を軽くし作業をしやすくするため、職人は常に同じ漉舟を使用して作業を行う。	漉舟（既設 4台） ジャッキ（2台） 水洗用水槽（1台） 紙床（しと）台（既設 4台）	D90×W190×H40 D86×W250×H200 D90×W190×H60 D82×W143×H70
	②ジャッキ圧搾作業 漉き終えて紙床（しと）台に重ねた紙をまとめてジャッキに移し、一晩かけて圧搾を行い水分を絞る。		
紙漉き場（染場）	染紙づくり専用の作業場。紙漉き作業に加え、染紙づくりのための作業工程を行う。 また、染紙用の漉舟に換えて漉舟（大）を使用した紙漉き作業ができるスペースを確保する。	漉舟（既設 1台） 又は 漉舟 大（既設 1台） 染用水槽（2台） ジャッキ（1台） 流し台（1台） 棚（染料等収納） 紙床台（既設 1台）	D90×W190×H90 D150×W250×H90 D90×W150×H60 D86×W250×H200 D60×W150×H80 D50×W90×H180 D82×W143×H70
乾燥場	火力乾燥を行う作業場。 ジャッキで圧搾を終えた紙を、1枚ずつ蒸気で温めた乾燥機の表面に貼付け乾燥させる。	三角乾燥機（既設 1台） 乾燥機用ボイラー （既設 1台） 紙置き用机（2台）	D100×W200×H160 D70×W62×H170 D85×W180×H70

(2) 施設に必要な主な仕様

作業場の名称	作業内容や必要な機能等	設置が必要な主な生産設備	
		設備名 (台数)	概算寸法 (cm)
紙つけ場	天日干しのための紙つけ（紙を干し板に貼り付ける）作業場で、干し板の収納場所となる部屋。ここで紙付けをした後、天日干しにする。	紙置き用机 （2台）	D85×W180×H70
紙漉き体験場	紙漉き体験専用のスペース。一回り小さい漉舟を使用しハガキ漉きや色付け作業を体験する。	体験用漉舟 小（既設 2台） ジャッキ （1台） 体験用色付け台 （既設 3台） 収納棚 （2台） 紙床台（既設 1台）	D66×W140×H90 D86×W250×H200 D60×W120×H70 D50×W90×H180 D82×W143×H70
多目的スペース (2階道具保管室)	主に体験や見学者（10人程度以上）の休憩所や待機場所としての機能を持たせる。 映像モニターの設置や小規模展示スペースの確保（パネル、商品展示など）に加え、バックヤード機能や簡易な事務スペース（机2台程度）も確保する。 一部2階を確保し、資材などの道具保管場として利用できるようにする。	映像モニター設備（1台） 商品等展示ケース（1～2台） 休憩用のいす、テーブルなど	—

(2) 施設に必要な主な仕様

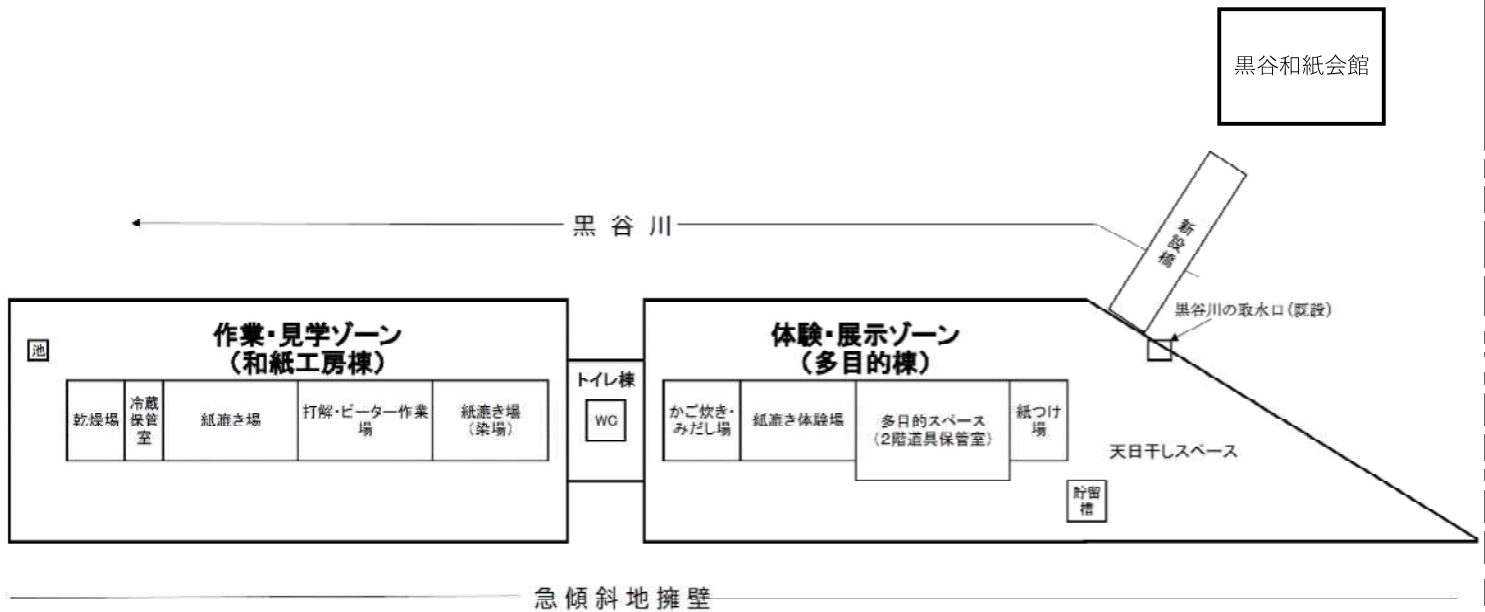
作業場の名称	作業内容や必要な機能等	設置が必要な主な生産設備	
		設備名 (台数)	概算寸法 (cm)
原材料冷蔵保管室	原材料の冷蔵保管専用の倉庫として使用。	プレハブ冷蔵庫（1台） 冷凍庫（既設 2台） 玄米保冷库（既設 1台）	D150×W270×H200 D70×W165×H70 D98×W154×H198

その他の周辺施設や留意点等

- ①屋根からの大量の落雪に対する備えとして、施設の裏側（山手側）は下屋を大きめにとる。また、排雪場としても活用できるよう山手側にも水路を整備する。
- ②過去の大雨被害を考慮し、施設を全体的に床上げする等の水害対策を望む。
- ③施設全体で、できるだけ倉庫（物置）スペースを確保する。
- ④トイレを設置する（独立の建物でなくてもよい）。
- ⑤生産に使用する水は、上水道、井戸水、黒谷川の水（取水設備→浄化槽→貯留槽→生産設備）を使い分ける。
- ⑥黒谷川から取水した水の一部を敷地内建物前面に整備する水路に流し適当な場所に洗い場（1か所以上）と流末付近に大き目の洗い場として使用できる池を設置する。
- ⑦井戸を新たに設置し、紙漉き等で直接使用するほか、黒谷川の濁水時には貯留槽へ補填できるようにする。
- ⑧貯留槽は景観を考慮し、できるだけ目立たない場所に設置。
- ⑨敷地の最も上流側に、天日干しできるスペースを残す。スペースのみで、特に設備は不要。

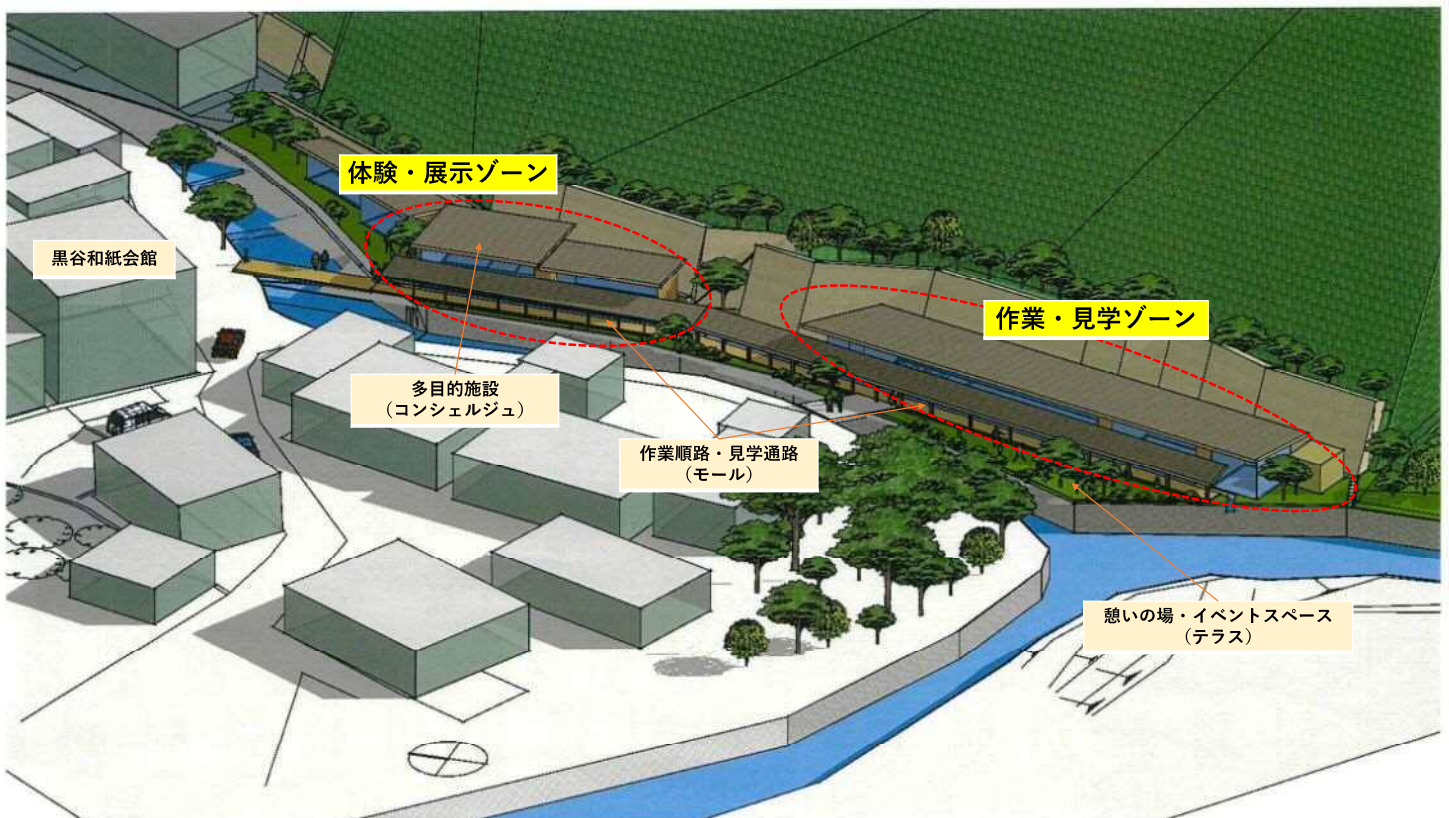
(2) 新施設の作業場配置イメージ

現在の和紙会館を残した状態で、必要な作業場を敷地内に配置。



※平成30年に発生した水害被害を鑑み、新施設整備時には全体的に床上げを施す計画としている。詳細な内容については基本計画にて立案。

(3) 新施設の全体イメージ



【参考：新施設のイメージパース①】



【参考：新施設のイメージパース②】



【参考：新施設のイメージパース③】

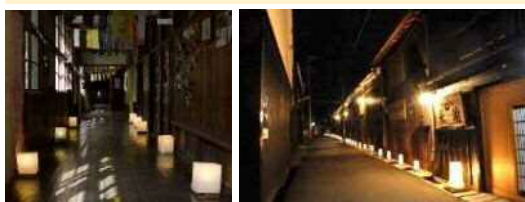


(5) 新施設の目指すイメージ

憩いの場・イベントスペース（テラス）



作業順路・見学通路（モール）

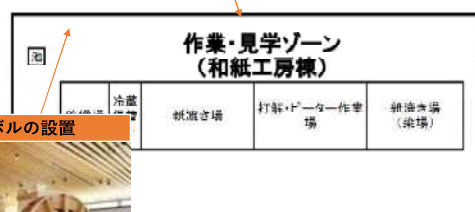


黒谷和紙会館

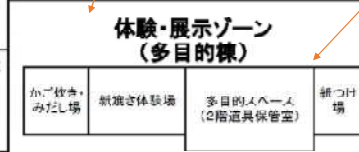
多目的施設
（コンシェルジュ）



黒 谷 川



トイレ棟
WC



天日干しスペース
押入れ

急傾斜地擁壁

(6) 概算事業費

(消費税等は別途)

	工事名称	工事内容及び形状寸法等	金額 (円)
建屋建築工事	既存建物解体工事		7,600,000
	建屋建築工事	多目的棟・トイレ棟・和紙工房棟 (約530㎡)	139,600,000
	外構工事	雨水排水、排水貯留槽、水車、植栽、舗装工事含む ※新設橋工事は別途	32,000,000
	電気・空調・換気設備工事	エアコン、キュービクル等含む	52,800,000
	給排水衛生設備工事	機械設備・浄化槽・井戸設置、川水引込関係は含む	59,700,000
	共通仮設工事	ガードマン積上げ	13,700,000
	現場管理費		35,700,000
	一般管理費		42,400,000
	太陽光発電設備工事	太陽光発電 約10kw 一式	9,800,000
	その他	和紙づくりに係る特殊な機械設備、備品類 (打解機、さなてぎ等) 及びその他予備費等	19,700,000
	建屋建築工事 小計		413,000,000
その他	設計・監理費 (解体)	既存建物調査、既存図復元、アスベスト調査等含む	4,000,000
	設計・監理費 (建替え)	基本・実施設計、積算業務・各種申請等業務含む 注)	30,000,000
工事費 合計			447,000,000

注) 平成31年国土交通省告示第98号による設計監理業務標準人・時間と2022年度国土交通省技術者標準日額 (技師C 技術者単価32,800円/日) を基に、標準外業務と弊社実績値等により算出、新設橋の設計監理等は別途

※ 基本構想段階での大概算のため、今後、詳細設計や関係各課との協議等により計画案及び金額が変更になる場合があります。
※ 現況測量、地質調査等の専門性を有する調査業務等は別途。 ※ 既存擁壁・河川護岸の安全性確認及び補強検討業務等は別途。
※ 新設橋の工事費概算及び設計等については、協議含め土木設計等のため別途。

Ⅲ 新施設の整備提案

(7) 整備手法の検討

今回提案の新施設については、本来であれば黒谷和紙協同組合が自ら建設・整備すべきものでありますが、課題でも述べてきたとおり、現在の組合にはその資金を賄うことや調達・返済していく貯えや実力が大きく不足しているのが現実です。

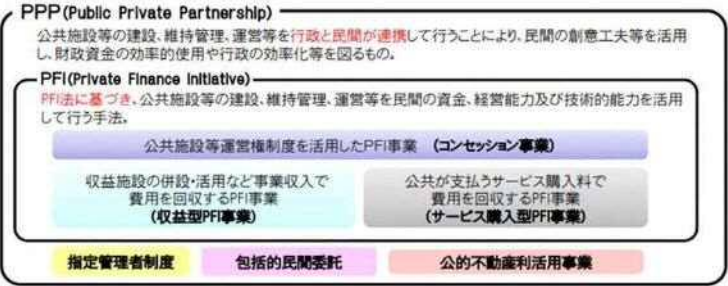
しかしながら、綾部市の貴重な財産ともいえる黒谷和紙を未来に継承していくためには、今回提案する施設整備がどうしても必要と考えられる中で、大変厚かましい提案とはなりますが、公設民営の施設として綾部市が設置主体となり、組合で運営させていただく形をご検討願いたいと考えます。

また、整備手法については、現地における事前の測量・調査や関係する法令等の十分な調査・確認等を行うことが前提とはなりますが、整備のスピードや民間活用による手続き等の簡素化などからPFI方式による建設なども検討の余地があると考えられます。しかしながら、過疎債など有利で確実な財源が見込まれる場合は、公共建築物の一般的な建設手法によることが財政負担の面では有利と思われます。

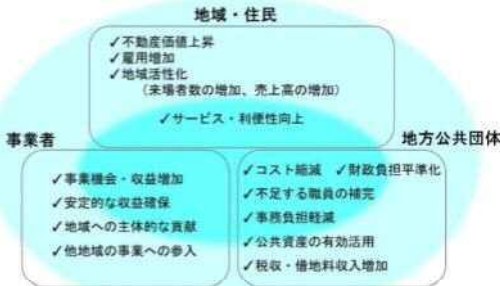
【参考：PPP／PFI（官民連携）の概念】

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題です。PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式があります。地域の様々な状況・課題に対応するため、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討・実施されています。官民連携 (PPP/PFI) により、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できます。今後の地域経済の持続的な発展に向けて、このような官民連携手法の積極的な導入検討が求められています。

【PPP/PFIの概念図】



【PPP/PFIの効果】



※国土交通省HPより引用

【参考：PPP／PFIとは】

用語	解 説
PPPとは	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFIはPPPの代表的な手法の一つ。PPPの中にはPFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。
PFIとは	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。サッチャー政権以降の英国で「小さな政府」への取り組みの中から、公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用しようとする考え方として、PFIは1992年に導入されました。PFIの考え方は英国で生まれた構想ですが、これに類似した公共事業分野への民間参画の取組は世界各国においても行われており、PFIは「小さな政府」や「民営化」等行政財政改革の流れの一つとして捉えられるものです。VFM（ヴァリュ・フォー・マネー）はPFIの基本原則です。PFIは過去に日本国内では、ほとんど例のなかった本格的なプロジェクトファイナンス導入へもつながるものと期待されています。ただし、PFI事業は幅広い分野で検討されるべきものであり、PFIの手法の適用しやすい分野から導入を進めて行くのが望ましいでしょう。
VFMとは	VFM（ヴァリュ・フォー・マネー）とはPFIの基本原則の一つで、 一定の支払に対し最も価値の高いサービスを提供する という考え方です。公共サービス提供期間中にわたる国及び地方公共団体の財政支出（適切な割引率により現在価値化された総事業コスト）の軽減が図られ、あるいは、一定の事業コストの下でも、経済・社会への変化に対応したより水準（質・量）の高い公共サービスの提供が可能となることがPFIでは必要です。ただし、これからの公共サービスは、より質が重視されるものと考えられますので、必ずしもコストの低い事業者のものがよいということではありません。また、PFI事業による公共サービスの提供は長期にわたるものであり、事業が開始された後の維持・管理またモニタリングといったものが、本当の意味でVFMを計る大きな要素となり重視しなければならないでしょう。

※日本PFI・PPP協会HPより引用

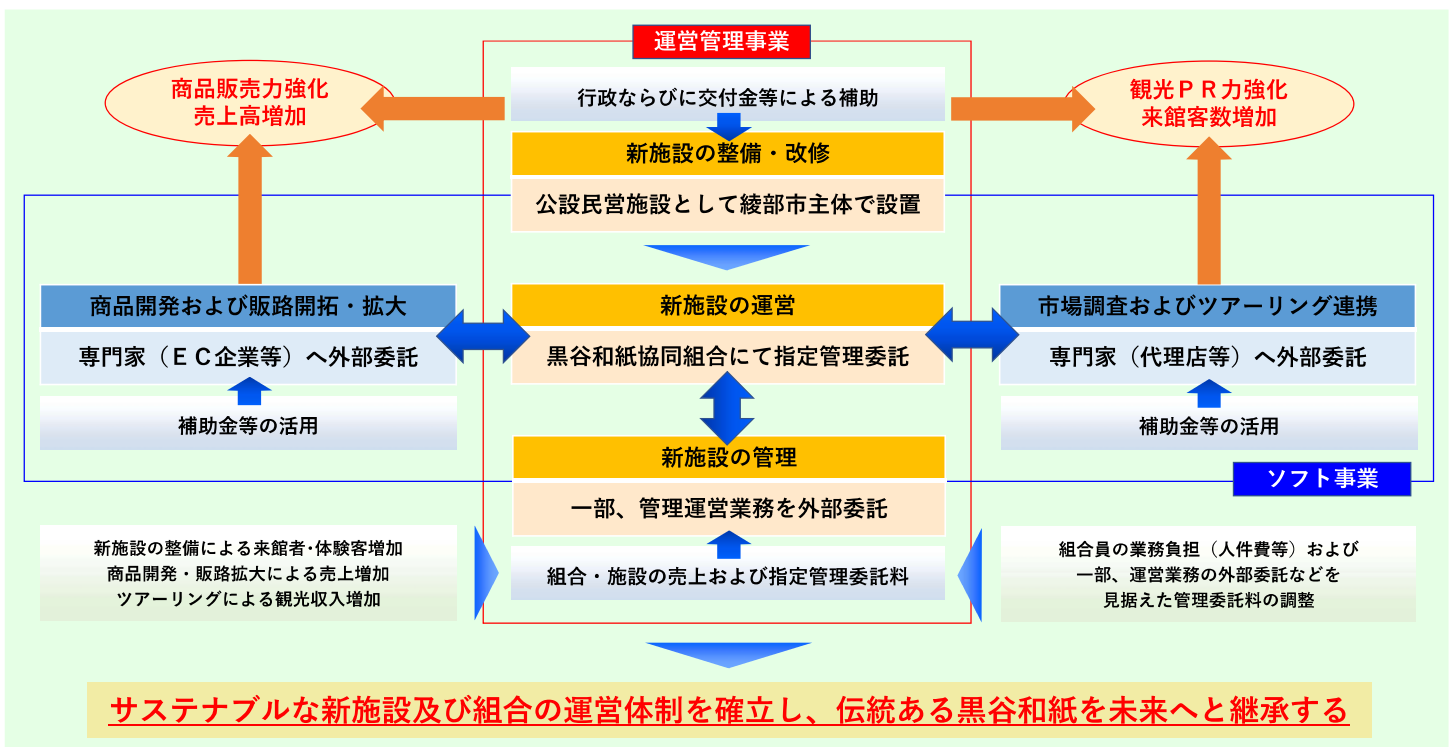
Ⅲ 新施設の整備提案

27

（８）運営方法の検討

市で新施設を整備していただいた場合の管理・運営方法については、指定管理施設としての運営が適当であると考えます。当然、黒谷和紙協同組合が指定管理者として施設を適切に運営できるよう最善を尽くす考えです。

しかしながら、組合におけるマンパワーは不足しているのが実態であり、施設が充実することを契機として、その管理・運営・活用に係る新たな人材を確保し体制を強化する中で、黒谷和紙の再活性化を図っていきたいと考えています。



Ⅳ 施設整備に合わせた 黒谷和紙振興の取組

Ⅳ 施設整備に合わせた黒谷和紙振興の取組

29

1 振興施策（ソフト事業）の考え方

新施設の機能を最大限発揮していくためには、施設そのものを適正に運営していくことに加えて、黒谷和紙の振興、活性化について現状や課題を踏まえたソフト事業の取組をこれまで以上に強化・充実していく必要があります。

組合としても、限られたマンパワーの中ではありますが、黒谷和紙を健全な姿で後世へと継承していたため、この機会を逃すことなく、改めて事業の見直しや新たな取組にもチャレンジしていきたいと考えています、

綾部市に長きにわたり継承されてきた貴重な伝統産業であり文化的資源でもある黒谷和紙。その活性化に向けたソフト事業の取組について、引き続き行政等によるご支援をお願いします。

2 組合等の具体的取組及び行政等による支援のお願い

（1）新施設の運営

組合ならびに産地等の主な取組	行政等による支援のお願い
◇施設の適正な運営体制の確立 ◇黒谷和紙の見学や製作体験の充実と普及 ◇黒谷和紙の生産性向上に向けた取組の実施	◆新施設の指定管理者制度運用に向けた調整（支援希望事項①） ◇補助金等の支援制度活用に向けた指導等 ◇人材支援（職員派遣の継続など）

（2）PR体制の強化と新たな販路の開拓

組合ならびに産地等の主な取組	行政等による支援のお願い
◇魅力を伝え販売に繋がるECサイトの活用や海外への販路開拓 ◇インターネット、SNS等を通じた魅力発信による顧客の獲得 ◇観光や他の地域資源と連携した事業企画の実施 ◇インテリア向けの原紙販売の強化	◇補助金等の支援制度活用に向けた指導等 ◇商品の魅力を伝え販売促進に繋がる場の提供 ◇市ホームページやパンフレット等を活用したPR強化 ◆広報・販売促進に係る支援の強化（支援希望事項②）

(3) 商品の魅力向上

組合ならびに産地等の主な取組	行政等による支援のお願い
◇既存商品のブラッシュアップと新たな定番商品の開発 ◇異業種・異分野との交流による新たな展開の模索	◇補助金等の支援制度活用に向けた指導等 ◇求められる商品づくりのためのブランディング支援 ◇商工会議所等の支援機関や市内企業・事業者等との連携支援

(4) 産地の将来を担う人材の育成・確保

組合ならびに産地等の主な取組	行政等による支援のお願い
◇和紙づくり体験プランの実施やインターンシップの受入 ◇市内小学生等の体験学習への積極的協力	◆後継者育成支援制度に係る補助金の充実（支援希望事項③） ◇和紙づくりとの兼業化に向けた地元企業とのマッチング支援 ◇体験プラン実施やインターンシップ受入などの取組に対する支援 ◇移住促進制度とセットにした人材確保の仕組づくり

(5) 生産基盤の安定

組合ならびに産地等の主な取組	行政等による支援のお願い
◇原材料確保の安定化に向けた各種取組（組合員による楮栽培等） ◇関係機関を通じた原材料の確保や流通に関する情報収集 ◇若手技能者の研鑽・交流など技術・機能の向上や継承への取組	◆楮生産奨励策の更なる充実（支援希望事項④） ◆和紙原材料の確保支援（支援希望事項⑤）

V 数値目標等

1 数値目標の設定

本計画の提案に当たり、黒谷和紙は大変厳しい状況下にはありますが、以下のとおり目標数値を設定し取り組んで行くこととします。なお、目標とする年度は新施設運営開始後3年以内とします。

①黒谷和紙会館入館者数

コロナ禍前となる令和元年度の黒谷和紙会館、黒谷和紙工芸の里を合わせた入館者数は4,137人となっていますが、この中には両施設の重複訪問者が相当数含まれていると考えられます。同年度の黒谷和紙会館入館者数は2,628人であったことも踏まえ、コロナ禍前の2施設を合わせた実績を超える年間5,000人の入館者を目標とします。

◎新施設運営開始後3年以内 …… 年間 5,000人

②黒谷和紙体験者数

コロナ禍前となる令和元年度の2施設を合わせた全体の体験者数は1,301人となっていますが、工芸の里機能を黒谷に集約した後の体験者収容能力についてはある程度の減少が見込まれるところです。しかしながら施設と人員体制を充実することにより、近年で最も実績が多かった平成28年の2施設を合わせた人数を超える年間1,500人の体験者数を目標とします。

◎新施設運営開始後3年以内 …… 年間 1,500人

③黒谷和紙売上額（組合）

組合の売上額は原紙の販売による影響が大きいことから、コロナ禍や災害等の短期的な影響をあまり受けていないところです。組合販売額は平成21年度以降2千万円台となっていますが、令和3年度は原紙販売において特需があり3,136万円となっています。新施設の稼働による生産の効率化や新たな職人の確保、販売促進の取組などにより、売上額を令和3年度実績を超える3500万円以上へ回復させること目標とします。

◎新施設運営開始後3年以内 …… 年間 3,500万円以上

④黒谷和紙に係る職人の数

黒谷和紙に係る職人の人数は年々減少してきており、現在紙漉き職人は実質8人、加工職人は3人となっていますが、今後黒谷和紙を継承していくためには、これ以上の職人の減少に歯止めをかける必要があります。加工職人の高齢化も踏まえ、新施設の稼働と後継者育成制度の充実により、紙漉きも加工もできる新たな職人を1人以上確保することを目標とします。

◎新施設運営開始後3年以内 …… 新たな職人を1人以上確保

2 おわりに

黒谷和紙協同組合の設立から26年、黒谷和紙工芸の里の開設からも17年が経過し、現在黒谷和紙がさまざまな課題に直面する中で、組合の視点から「黒谷和紙振興計画」を策定し提出させていただきました。

本文の中でも触れていますとおり、本計画は拠点施設の整備を核としながらソフト施策も含めた事業計画（基本計画）としています。

しかしながら、将来にわたる黒谷和紙の継承と発展を目指すために必要と考えられる施設や機能を現実に確保していこうとすると、計画にも示すとおり、概算ではありますが非常に大きな事業費が必要と見込まれるところです。

もとより当組合には建築や建設に詳しい人材もいないため、このような提案をしておきながら大変恐縮ではありますが、本計画の内容を綾部市において十分精査していただき、事業実施の是非や実施範囲あるいは実施時期や実施方法などについて慎重にご検討いただく中で、今後の方針を決定していただくことを切に望む次第です。

綾部市公告第 4 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第48号

道路整備事業、市道高槻陸橋線外1線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年5月26日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第507 15号
- (2) 工 事 名 市道高槻陸橋線外1線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市上杉町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L=199.4m W=2.3~7.8m
アスファルト舗装工 A=926㎡
区画線工 L=150m
- (5) 予定工期 令和7年 6月24日から
令和7年 9月21日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式―2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は420円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年5月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年6月5日(木) から

令和7年6月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和7年6月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年6月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年6月17日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

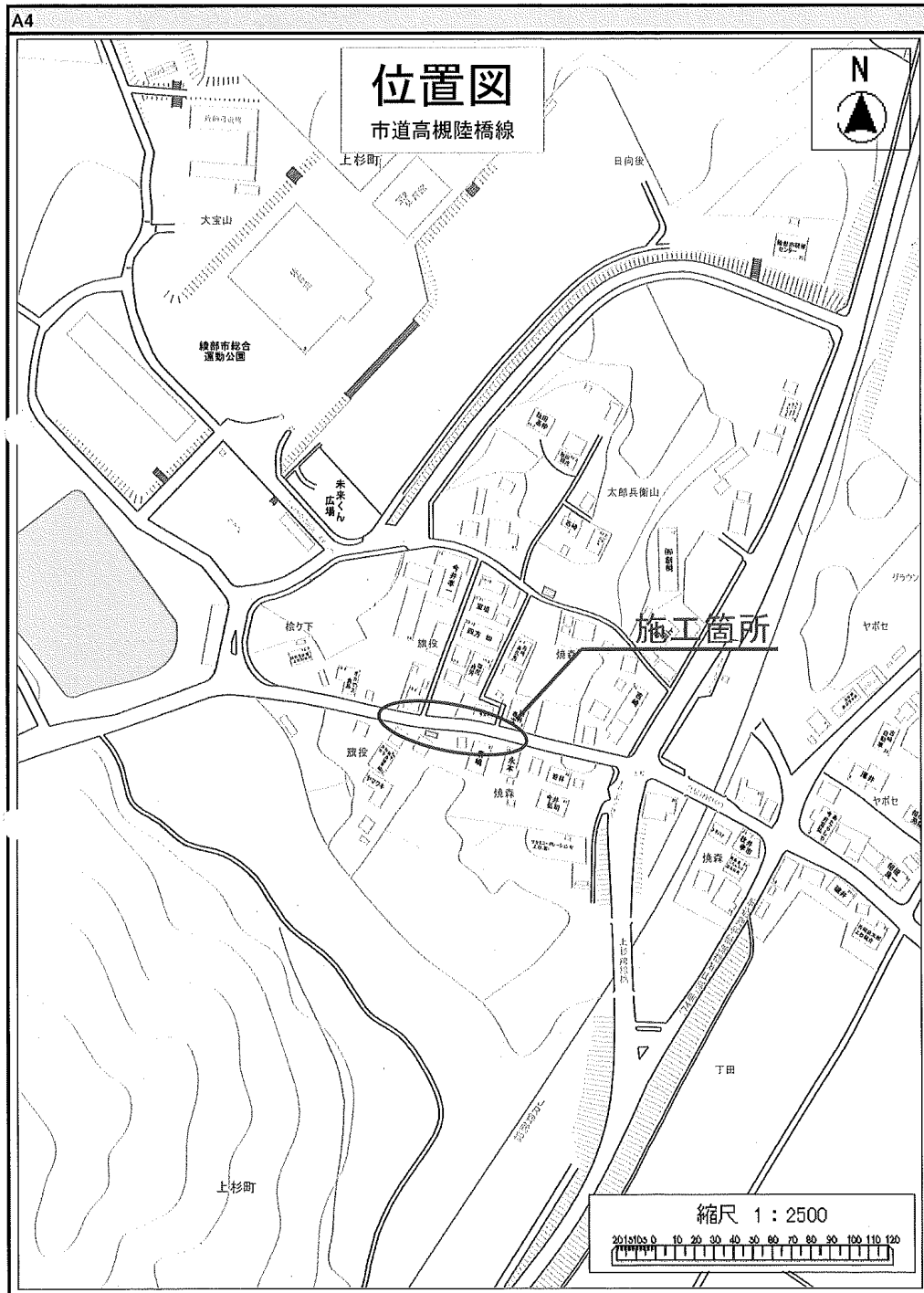
2) 主任技術者

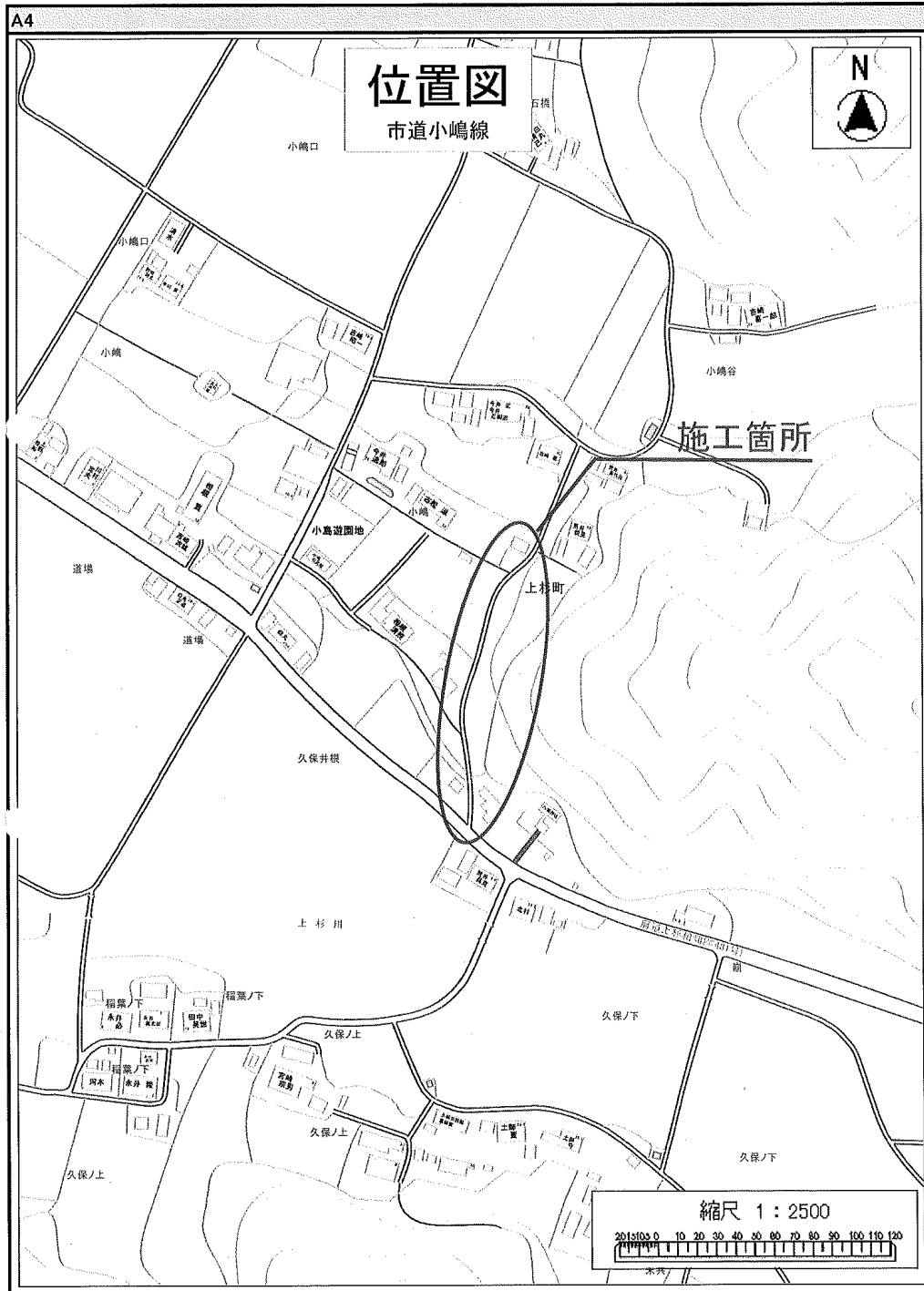
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 4 9 号

綾部市立病院真空式温水ヒータ更新事業、綾部市立病院真空式温水ヒータ更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 1 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院真空式温水ヒータ更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 真空式温水ヒータ更新 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 6 月 2 4 日から
令和 7 年 9 月 2 1 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で管工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 管工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ） 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式― 3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東 3 階）とし、代金は 1 2 0 円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午前 9 時から午後 6 時まで
令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午前 9 時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で 5 月 2 9 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和 7 年 6 月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して 5 日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和 7 年 6 月 5 日（木）から
令和 7 年 6 月 6 日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月17日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

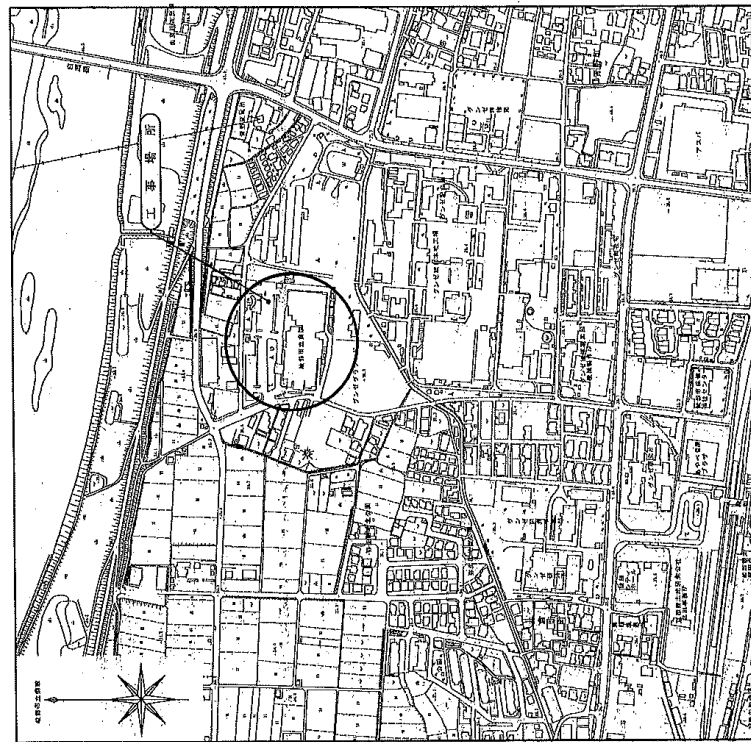
2) 主任技術者

- 1 管工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



特種單取圖 S=1/4,000

綾部市公告第 5 0 号

空調設備整備事業（小学校）、小学校管理諸室等空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 1 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校管理諸室等空調設備改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市大島町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 中筋小学校 空調機取替 5 組
豊里小学校 空調機取替 1 2 組 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 6 月 2 4 日から
令和 7 年 9 月 2 1 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は330円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月29日(木)午前9時から午後6時まで

令和7年5月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年6月5日(木)から

令和7年6月6日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年6月9日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はい行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月17日（火）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 18号 小学校管理諸室等空調設備改修工事	1	本案件
第507 19号 中学校管理諸室等空調設備整備改修工事	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名

印

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

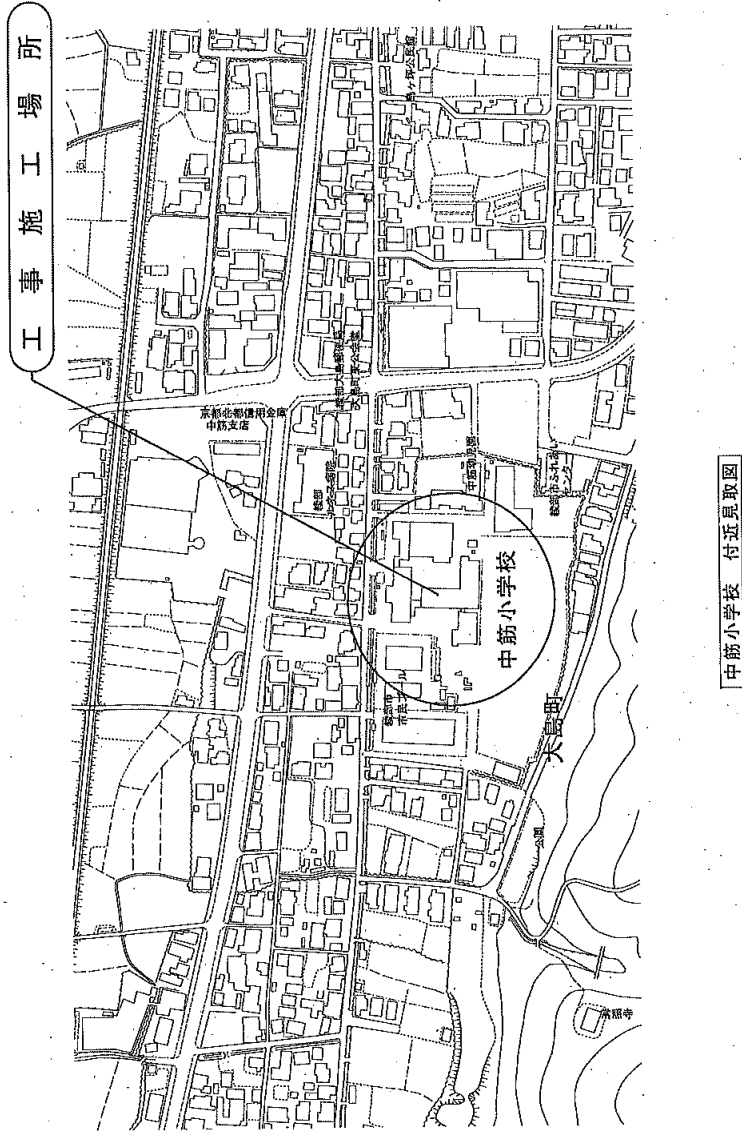
2) 主任技術者

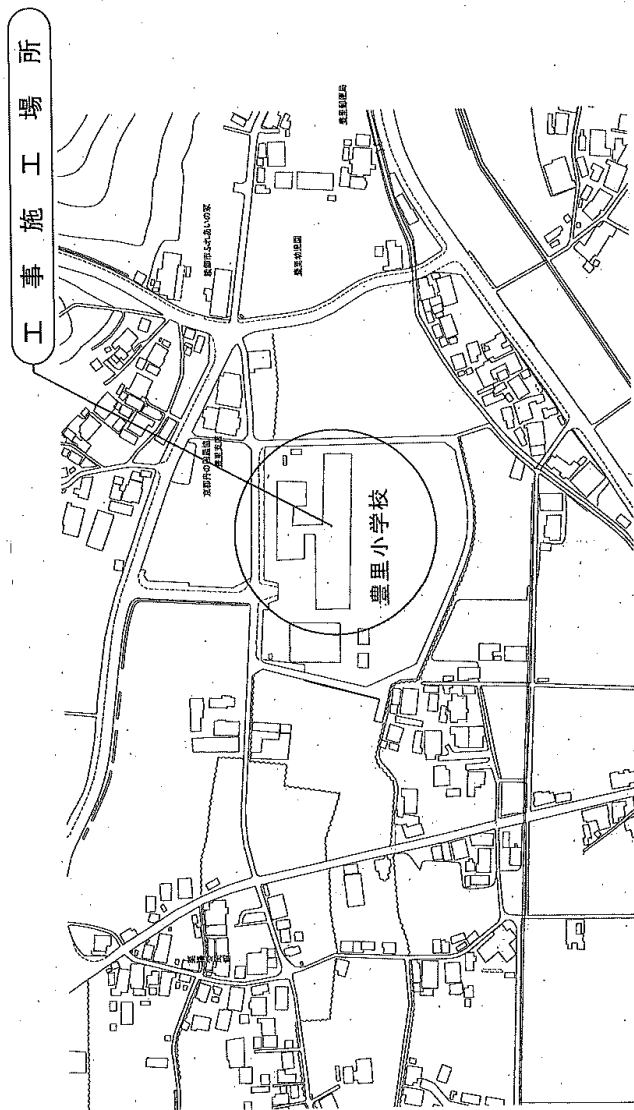
- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





豊里小学校 付近見取図

綾部市公告第 5 1 号

空調設備整備事業（中学校）、中学校管理諸室等空調設備整備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 1 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 中学校管理諸室等空調設備整備改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市豊里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 豊里中学校 空調機取替 6 組
空調機新設 2 組 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 6 月 2 4 日から
令和 7 年 9 月 2 1 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は340円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年5月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年6月5日(木) から

令和7年6月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年6月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はい行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月17日（火）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 18号 小学校管理諸室等空調設備改修工事	1	
第507 19号 中学校管理諸室等空調設備整備改修工事	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

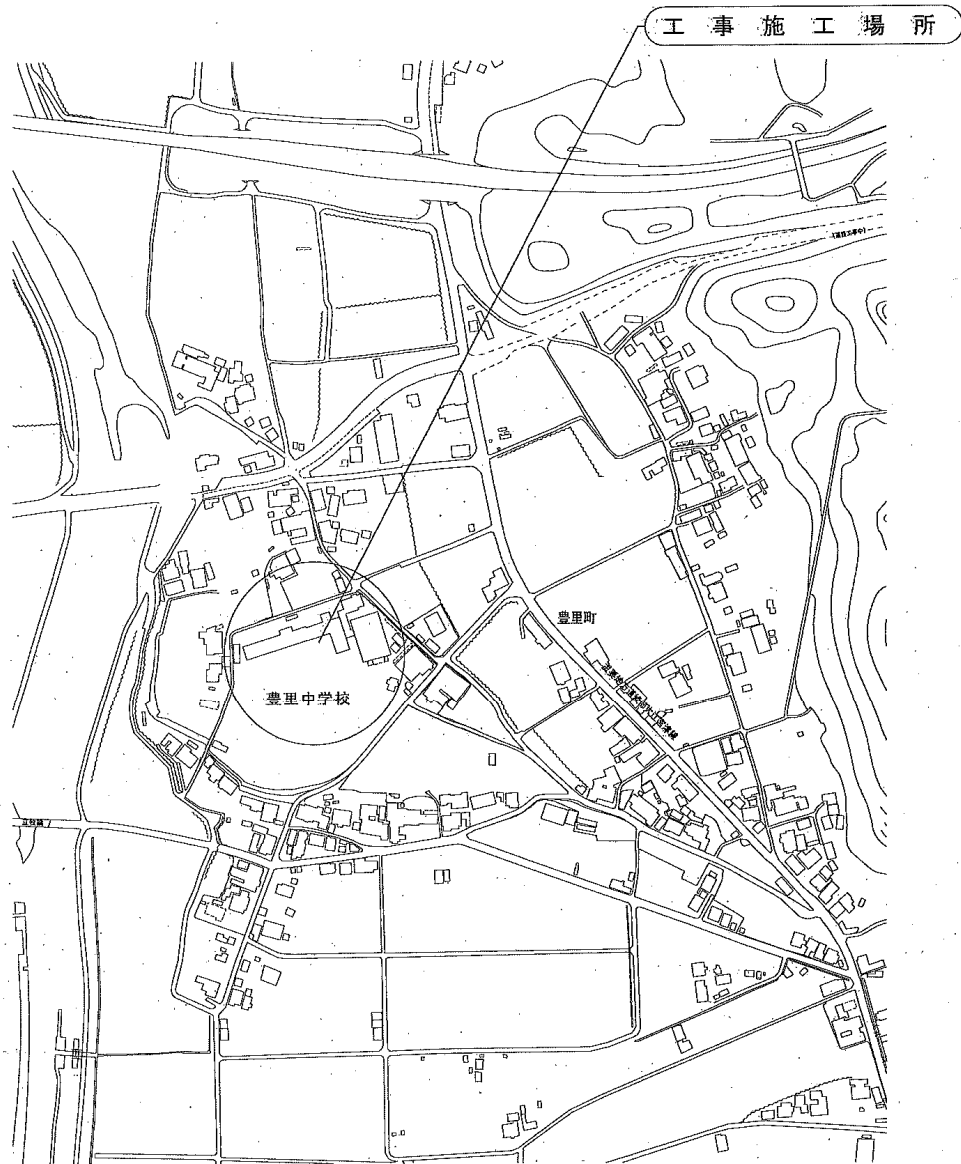
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 1/X

綾部市公告第 5 2 号

人権福祉センター改修事業、栗文化センター空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 2 0 号
- (2) 工 事 名 栗文化センター空調設備改修工事
- (3) 工事場所 綾部市栗町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 1 階 集会室空調機取替 天吊り形 1 組
2 階 遊戯室空調機新設 1 方向天井カセット形 同時ツイ
ン 1 組
- (5) 予定工期 令和 7 年 6 月 2 4 日から
令和 7 年 9 月 2 1 日まで（9 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年5月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は210円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年5月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年5月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年6月5日(木) から

令和7年6月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年6月9日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ

ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和7年6月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月16日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年6月17日（火）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、今後、分離発注工事が発注される場合は、分離発注受注制限方式の適用を行う場合があります。その場合、本工事は落札決定順位1位となります。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

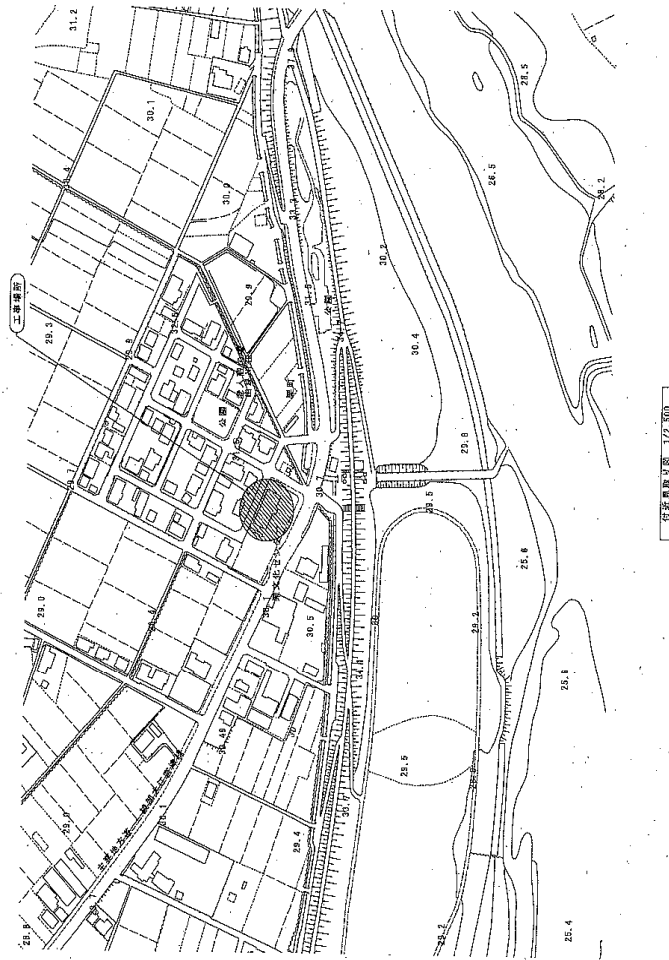
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第53号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和7年6月25日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和7年5月26日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|---|
| 1 撤 去 の 理 由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤 去 日 | 令和7年5月21日 |
| 3 撤 去 区 域 | 綾部市保健福祉センター |
| 4 撤 去 し
保管した台数 | 2台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 保 管 の 場 所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保 管 期 間 | 令和7年6月25日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連 絡 先 | 綾部市健康こども部 保健推進課 管理担当
電話：42-0111（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	黒	2 2－0 0 7 8 7 0 5	S T U I F 1 8 5 9 8
2	白・緑	2 5－0 0 4 7 7 9 5	K 9 E C 0 0 2 7 3 3

綾部市公告第 5 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 5 5 号

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 7 年 5 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

綾部市教育委員会社会教育課

1 業務概要

(1) 業務名

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

綾部市天文館展示機器「宇宙へ飛び出せ」に代わる展示機器としてシミュレーション型ゲームを導入し、施設の魅力及び来館者へのサービスを向上することにより施設の利用促進を図ることを目的とする。

本業務を実施するにあたり、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、提案内容を総合的に評価し、より内容の優れた契約候補者を決定する。

(3) 業務の内容

「綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

(4) 納入場所

綾部市天文館

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日までとする。なお、諸事情により機器の導入が遅れる場合は、協議の上決定する。

(6) 導入業者選定方式

ア 事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者に優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。

イ 本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

ウ 契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(7) 委託上限額

30,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

なお、参加については単独又は複数が共同で応募することができる。ただし、共同で応募する場合は、共同で応募するグループ（以下「グループ」という。）内から代表する応募者1者を選定し、応募代表者が市との連絡窓口となる。また、グループの全構成員が、以下に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 過去に本件と同様、またはそれに類する業務に関わり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、

本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び当市市税を滞納していないこと。
- (6) 当市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

3 スケジュール

項 目	期 日	備 考
募集開始	令和 7 年 5 月 27 日（火）	ホームページ及び公告
質問書提出期限	令和 7 年 6 月 3 日（火）	電子メールにて受付
質問書回答期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）	電子メールにて回答
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 25 日（水）	持参又は郵送（午後 5 時必着）
一次審査結果通知	令和 7 年 6 月 27 日（金）	応募者が <u>5 者以上</u> あった場合のみ
二次審査詳細案内	令和 7 年 6 月 27 日（金）	一次審査通過者にのみ通知
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 7 年 7 月 4 日（金）	提出書類及びプレゼンテーションによる審査
審査結果通知	令和 7 年 7 月 9 日（水）	郵送及び電子メール
受託者決定・契約締結	交渉権を得た事業者と調整後	
製作設置完了期限	令和 8 年 2 月 27 日（金）	

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

4 応募方法

本プロポーザルに参加する場合は、仕様書等の内容を踏まえ次のとおり提案書等を作成し提出のこと。提出書類様式は、本市ホームページよりダウンロードすること。

(1) 提出物

- ア 提案書等届出書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ 業務実績書（様式第 3 号）

エ 提案書（任意様式）

提案書のサイズは、A 4 判とし、資料やイメージ図など見やすくするため A 3 判を使用する場合は、A 4 の大きさに三つ折りとする。なお、印刷は両面印刷とし、ページ番号を入れ、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

オ 見積書（任意様式）

（2）提出部数

正本 1 部、副本 5 部、正本データ（DVD、USB メモリ等）

（3）提出方法等

① 提出期限：令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午後 5 時【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、月曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

（4）提出先（問い合わせ先）

綾部市教育委員会社会教育課天文館担当

〒623－0005 京都府綾部市里町久田 21 番地の 8

TEL：0773－42－8080

FAX：0773－42－7877

E-mail：tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

5 提案内容

仕様書に基づき提案するにあたり、以下の内容を必須事項とする。その他、他社にない特筆すべき利点がある場合は併せて提案すること。

（1）事業者説明

（2）展示機器外観及び展示機器内部・操作部の設置イメージ

（3）シナリオ案（3 案以上）

（4）ゲーム映像のサンプル（動画又は静止画）

6 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

（1）選定方法

応募者が 5 者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員（以下「選定委員」という。）が、提出書類をもとに書類審査し、上位 4 者以内を選定する。

(2) 審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの経歴及び実績	10点
④ 提案書類の正確性、分かりやすさ	10点
合 計	40点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優 れている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

＊通知予定日：令和7年6月27日（金）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が5者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 審査日（予定）

令和7年7月 4日（金）

(3) 時間配分

参加者ごとに約30分間

①提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

②質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(5) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。
パソコンは各参加者で準備すること。

(6) 審査基準

各参加者からの提案を受け、選定委員が項目ごとに配点する。選定委員の配点を集計し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者とする。なお複数の事業者が最高得点を得た場合、選定委員による協議の上、順位を決定する。

【事業者の実績】 ・会社概要、業務実績、業務遂行能力。 ・会社の事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか。	10点
【装置の内容】 ・安全で展示室の雰囲気を損なわないデザインであるか。 ・十分な耐久性があるか。 ・操作の分かりやすさ。	30点
【番組の内容】 ・ストーリー、ゲームの面白さ。 ・映像等のクオリティ。	30点
【設置経費】 ・既存展示の撤去及びシミュレーション型ゲーム導入にかかる経費。	20点
【その他、提案内容の特筆すべき利点】 （加点のみ） ・独自の特筆すべき利点があるか。	10点

(6) 審査結果の通知（予定）

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

＊通知予定日：令和7年7月 9日（水）

7 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等は無効とする。選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- (6) 1の(7)の委託上限額を超えた場合。

(7) その他事務局が不適切と認めた場合。

8 質問等の受付及び回答

本業務の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式第4号）
- (2) 提出方法 電子メールによる提出のみ（tenmonkan@city.ayabe.lg.jp）
- (3) 提出期限 令和7年6月3日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 回答 令和7年6月6日（金）までに、電子メールで回答。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

9 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ契約締結前に明確にしておくものとする。
- (2) 受託者選定後、当市と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。なお、契約後の業務内容は必ずしも提案内容と同じに実施するものではない。
- (3) 受託者は、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

10 その他

- (1) 実施要領と仕様書を確認の上、事務局宛てに参加意向を表明すること。参加意向表明の期限や 連絡方法については指定しない。参加意向表明をした上で辞退する場合、連絡をすること。
- (2) 提出書類の様式等は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (6) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (7) 提出書類受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は事務局と調整のこと。）
- (8) 電子メールの通信事故等について、当市はいかなる責任も負わない。
- (9) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1 事務局

綾部市教育委員会社会教育課天文館担当

〒623－0005 京都府綾部市里町久田 21 番地の 8

TEL : 0773－42－8080

FAX : 0773－42－7877

E-mail : tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

(様式第 1 号)

提案書等届出書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所
事業者名
代表者名

印

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務において、提案書等を提出します。
 なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容
 について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出数
ア	提案書等届出書（様式第 1 号）	正本 1 部、副本 5 部 及びデータ
イ	会社概要書（様式第 2 号）	〃
ウ	業務実績書（様式第 3 号）	〃
エ	提案書	〃
オ	見積書	〃

本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先

所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

会社概要書

令和 7 年 4 月 1 日現在

事業者名				
代表者名				
所在地				
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期純利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主な業務内容				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号			FAX 番号	
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期純利益は、令和 6 年度の数値を記載すること。

(様式第 3 号)

業務実績書

事業者名 _____

発注者	契約日	契約内容	契約金額 (税込)
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円

※展示機器製作に関する業務実績を記載してください (受注済みで未完了の案件含む)。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

住所
事業者名
所属
担当者氏名
電話番号
E-mail

質問書

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時までにはメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会社会教育課天文館担当
tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

綾部市天文館シミュレーション型ゲーム導入業務仕様書

1. 概要

シミュレーション型ゲーム装置の製作及び展示室内への設置

2. 設置場所

綾部市天文館展示室内（別添図面参照）

3. 装置概要

宇宙船を模した装置の座席に操縦かんを設置。宇宙船を操縦しながらミッションをクリアしていく。座席、音響、照明等は映像と連動して動き、操縦の臨場感を感じられるものにする。外観は展示室の雰囲気と損なわないようなデザインを施し、展示タイトルを表示する。内装、操作部分は安全で分かりやすくデザインされたものにする。

4. 内容

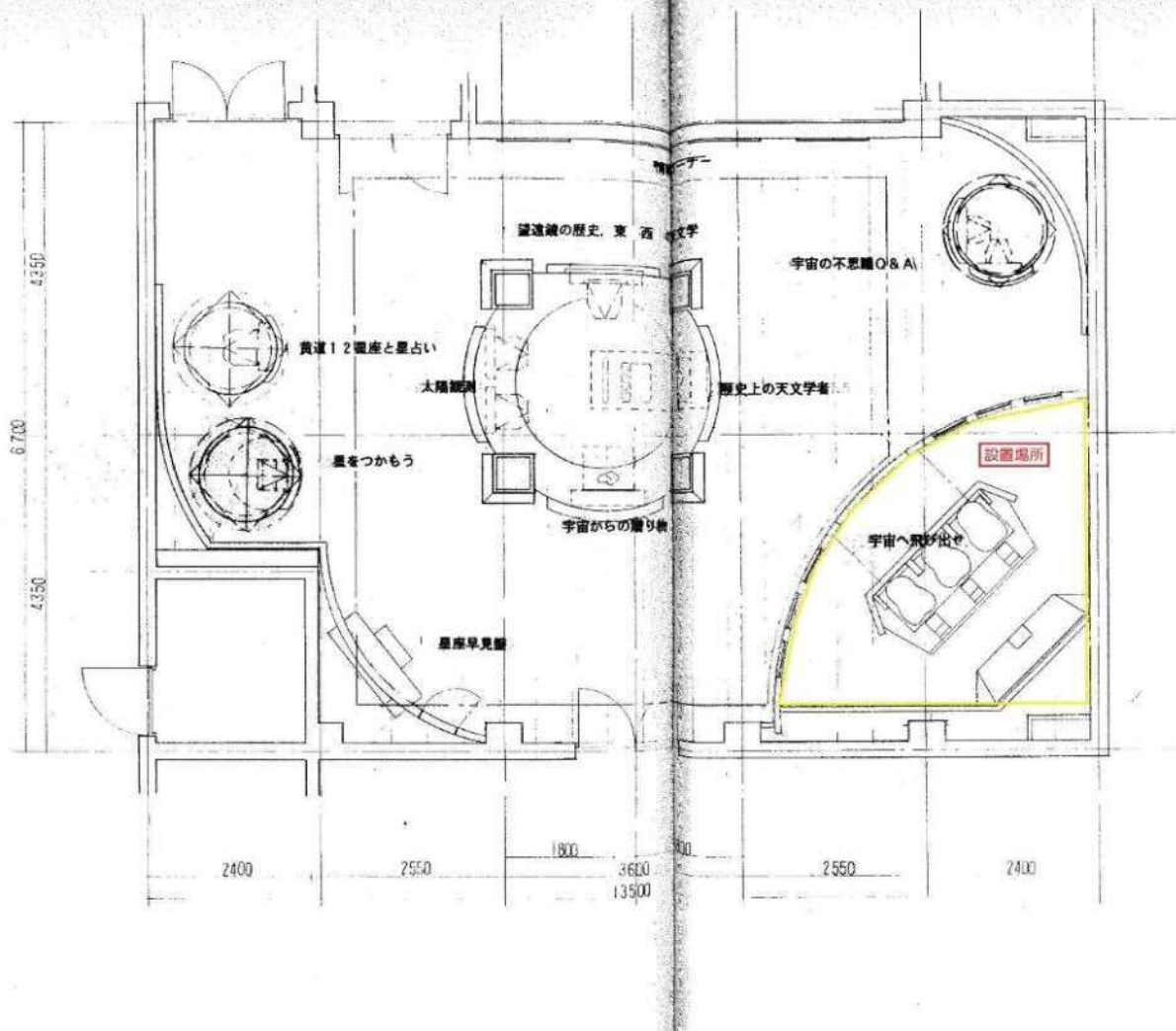
プログラムは難易度の選択が可能で、幅広い年齢層が達成感を感じられ、繰り返し楽しめる内容であること。

5. 納期限

令和8年2月27日（金）

その他（留意事項）

- 契約後は速やかにスケジュール表を提出し、製作を開始する前に承認図を作成し承認を得ること。
- 使用する映像やシナリオ、ソフトウェアの構成等は、サンプル写真やプログラムチャート、原稿、音声データを作成し承認を得てから製作すること。
- 画像等の使用許可にかかる申請、各種法令基準の確認は受託者において行い、番組の著作権は綾部市に帰属するものとする。
- 安全で耐久性のある展示品であること。
- メンテナンス性を十分に考慮し、使用する機器の部品等は出来るだけ汎用品を使用すること。
- 工事期間中は、防護壁等安全対策を十分に行うこと。
- 装置設置後、翌年度内は瑕疵期間とし、正常に動作することを確認し異常があった場合は速やかに対処すること。
- 製作後、製作図・承認図・取扱説明書・プログラムチャート・プログラムのコピーを作成し電子データと印刷ファイルで提出すること。
- 既存展示品（宇宙へ飛び出せ）の撤去及び廃棄をすること。



綾部市公告第 5 6 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市消防長訓令甲第 1 号

消 防 本 部
消 防 署

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市消防長 塩 見 幸 作

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令

綾部市消防署組織規程（昭和 5 4 年綾部市消防長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

綾部市消防署西部出張所	綾部市物部町東野 4 6 番地の 1
-------------	--------------------

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市消防長訓令甲第 2 号

消 防 本 部
消 防 署

綾部市消防本部警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市消防長 塩 見 幸 作

綾部市消防本部警防規程の一部を改正する訓令

第 1 条 綾部市消防本部警防規程（平成 2 8 年綾部市消防長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「災害等」を「災害」に改める。

第 2 条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（ 5 ）指令センター 京都府中・北部地域消防指令センターをいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 8 ）はしご自動車 舞鶴市と共同運用するはしご自動車をいう。

第 7 条第 5 号中「上林出張所隊」の次に「及び西部出張所隊」を加える。

第 1 3 条の表中「災害等」を「災害」に改める。

第 1 4 条の表中「3 階」を「4 階」に、「災害等」を「災害」に改める。

第 1 6 条中「要領」の次に「及びはしご自動車共同運用計画」を加える。

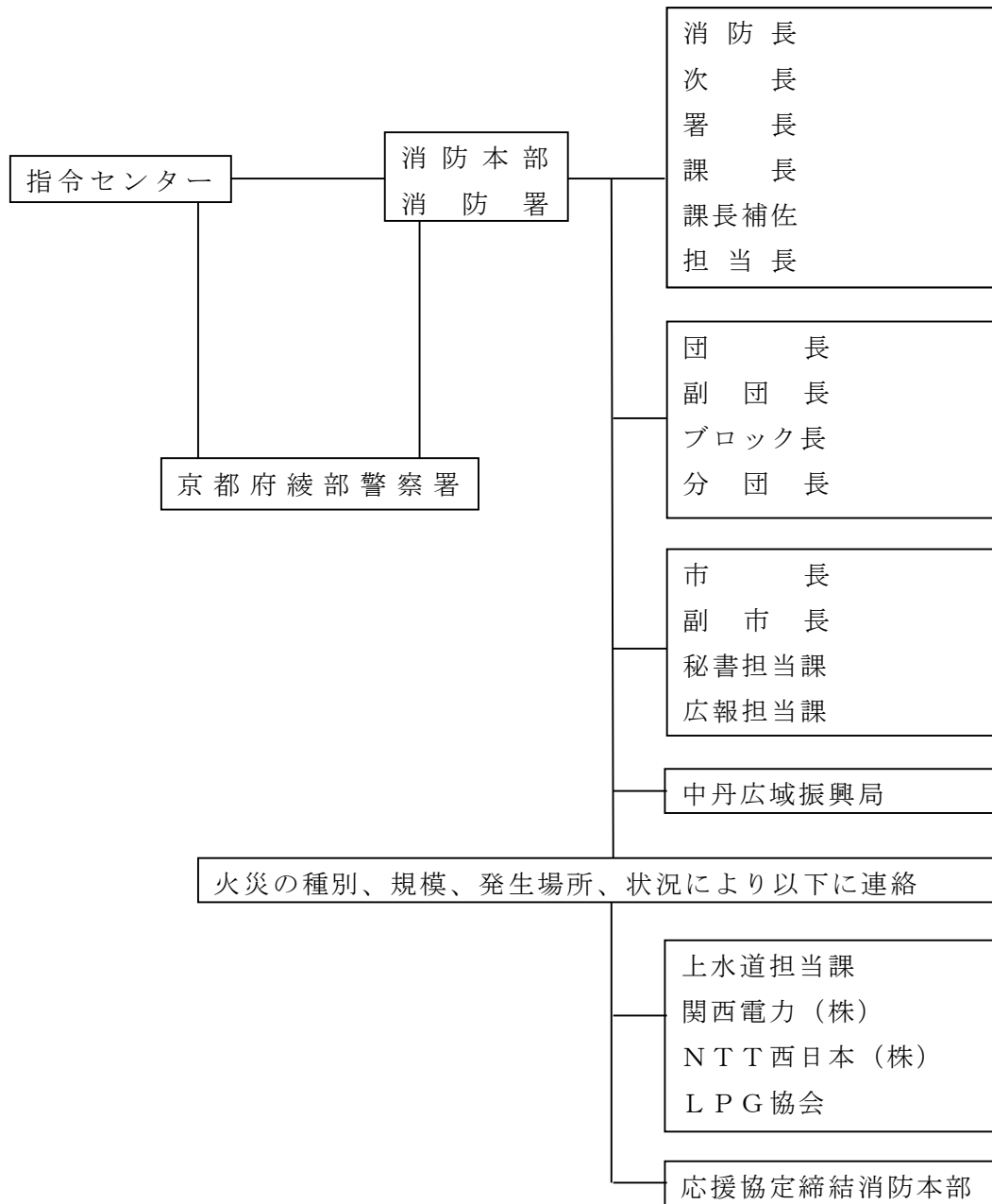
第 2 0 条中「上林出張所隊」の次に「及び西部出張所隊」を加える。

第 2 1 条第 2 項中「最高指揮者」を「現場最高指揮者」に改める。

第 2 4 条第 2 項第 2 号中「3 階」を「4 階」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）
火災発生時の連絡系統



別表第 3 中「上林出張所」の次に「・西部出張所」を、「指令車」の次に「・はしご自動車」を加える。

第 2 条 綾部市消防本部警防規程の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「上林出張所隊」の次に「及び西部出張所隊」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中第 7 条第 5 号の改正規定、第 20 条の改正規定及び別表第 3 の改正規定（「上林出張所」の次に「・西部出張所」を加える部分に限る。）並びに第 2 条の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

綾部市議会議長 松 本 幸 子

綾部市議会規則第 2 号

綾部市議会傍聴規則の一部を改正する規則

綾部市議会傍聴規則（昭和 5 6 年綾部市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「もの」を「者」に改める。

第 6 条第 1 号中「もの」を「物」に改め、同条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第 6 条第 4 号を次のように改める。

（4）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第 6 条第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 7 条中「、静粛にし」を削り、同条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

（1）静粛にすること。

（2）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

（3）携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第 7 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（5）その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第 7 条第 6 号及び第 7 号を削る。

第 8 条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第 9 条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第 10 条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

綾部市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

綾部市議会議長 松 本 幸 子

綾部市議会規則第 3 号

綾部市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

綾部市議会委員会傍聴規則（昭和 4 2 年綾部市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「もの」を「者」に改める。

第 5 条第 1 号中「もの」を「物」に改め、同条中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
第 5 条第 4 号を次のように改める。

（4）その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第 5 条第 5 号及び第 6 号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 6 条中「、静粛にし」を削り、同条第 2 号を削り、同条第 1 号中「委員会」を「委員会室」に改め、「表明」の次に「し、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為を」を加え、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）静粛にすること。

第 6 条第 3 号を次のように改める。

（3）携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第 6 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「除く。）」の次に「又は喫煙」を加え、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（5）その他委員会室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第 6 条第 6 号及び第 7 号を削る。

第 7 条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第 8 条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第2回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年5月21日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年5月26日（月）14時30分から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室） |

綾部市選挙管理委員会告示第19号

令和7年6月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年5月28日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和7年6月2日

綾部市選挙管理委員会告示第20号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

526人

綾部市選挙管理委員会告示第 2 1 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 7 6 5 人

綾部市選挙管理委員会告示第 2 2 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 2 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 3 8 3 人